

北 区

子ども
✦子育て
支援計画
2015



平成27年3月

 北区

区 長 挨 拶

「子育てするなら北区が一番」をより確かなものへ



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者のためだけでなく、次代を支える人材の育成という、社会全体が担う大きな使命の一つです。そして、北区の取り組むべき最重要課題である「地域のきずなづくり」「子育てファミリー層・若年層の定住化」を達成し、活気ある地域となるためには、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもの声があふれる環境づくりを進めることが重要です。

北区では「区民とともに」という基本姿勢のもと、「子育てするなら北区が一番」をスローガンに掲げ、子ども医療費助成の制度導入や待機児童解消に向けた認可保育所整備など、子育て支援策を積極的に推進してきました。しかし、少子高齢化が進む一方、女性の就労や介護などによる保育需要の増加、それに伴う人材や施設の確保、晩婚化・晩産化の進行、家庭や地域のあり方など、子どもと子育てを取り巻く環境は変化を続けており、求められるサービスも多様なものとなっています。

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。この法律に基づいて、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の総合的な推進を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月からスタートします。「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な考え方のもとに、子育ての分野を社会保障の一つに位置付け、社会全体で子育てを支え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して始まる制度です。住民に最も身近な区市町村が主体となって取り組むものであり、地域の子育て家庭の状況やニーズを把握したうえで事業計画を策定し進めることとされており、まさに私たち自治体の真価が問われる制度となっています。

このたび、「子ども・子育て関連 3 法」や延長される「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、現行の「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画となる「北区子ども・子育て支援計画 2015」を策定いたしました。北区の子育て支援施策を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための計画です。

策定にあたりましては、平成 25 年に「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、区民の皆様にご協力をいただきました。また、「北区子ども・子育て会議」におきましては、多様な視点から多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。

あらためて、本計画策定にご尽力いただきました「北区子ども・子育て会議」の委員の皆様と北区議会及び区民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 27 年（2015 年）3 月 東京都北区長 花川與惣太

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 3
- 3 計画の期間 4
- 4 計画の策定方法 4

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題 5

- 1 子ども人口の現状 6
- 2 女性の就労状況 12
- 3 教育・保育施設の現状 13
- 4 地域子ども・子育て支援事業の現状 18
- 5 北区子ども・子育て支援事業計画にかかる二一ズ調査の結果 21
- 6 子ども・子育てを取り巻く課題 36

第 3 章 計画の基本的な考え方 4 2

- 1 基本理念 42
- 2 基本的な視点と基本方針 43
- 3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の体系 44

第4章 次世代育成支援行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

1 次世代育成支援行動計画の考え方	45
2 施策目標	46
3 次世代育成支援行動計画の体系	48
4 個別目標別事業	50
施策目標1 家庭の育てる力を支援	50
①保育ニーズに対応した支援サービスの強化	50
②子育てに関する相談・情報提供の充実	51
③親育ちへの支援	52
④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援	53
⑤経済的負担の軽減	54
施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり	55
①地域における子育て家庭への支援	55
②健やかに育ち、育てる地域活動の促進	56
③地域における子育てネットワークの育成・支援	57
④地域づくりのための人材育成の推進	57
⑤子どもの安全を確保する活動の推進	58
施策目標3 未来を担う人づくり	59
①就学前教育の充実	59
②教育の場における子育ての支援	60
③自己実現の場と体験機会の提供	61
④こころとからだの健全な成長への支援	62
⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保	63
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	64
①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	64
②ひとり親家庭への支援	65
③障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援	66
④生活困窮家庭への支援	67
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	68
①ワーク・ライフ・バランスの理解促進	68
②仕事と子育ての両立のための基盤整備	68
③男女が共に担う子育ての推進	69

第5章 子ども・子育て支援事業計画…………… 70

1	子ども・子育て支援事業計画の考え方	70
2	区域設定	70
3	人口推計	71
4	子ども・子育て支援事業計画の体系	72
5	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期	73
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期	77
7	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の 推進に関する体制の確保の内容	89

第6章 計画の推進に向けて…………… 90

1	計画の推進状況の把握	90
2	地域・関係団体・関係機関との連携と協働	91
3	国・都への要望	91

資料編…………… 93

1	計画事業一覧	95
2	東京都北区子ども・子育て会議条例（抄）	116
3	東京都北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿	118
4	子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過	119
5	児童憲章	120
6	児童の権利に関する条約（抜粋）	121

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急激に進んでいます。平成25年（2013年）の全国の出生数は103.0万人（対前年度比0.7万人減）、合計特殊出生率は1.43となっており微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっており、東京都は1.13、北区は1.18とさらに低い水準となっています。



少子化は、人口減少による社会活力・経済力の低下、これに伴う国や地方の財政状況の悪化、世界における日本の存在感の低下、そして子どもの自主性や社会性が育ちにくいことなどが懸念されるなど、日本社会において非常に切実な影響をもたらす問題です。

子どもを産み、育てやすい環境を創り出すためには、性別に関係なく、男女が共に仕事や家事、子育てにかかわり、同時に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる社会づくりが必要です。そのためには、子育て支援体制の一層の整備・強化とともに、社会全体の意識啓発が重要となっています。

子どもは社会の希望であり、未来を作る大切な力です。安心して子どもを産み、育てることのできる社会、そして子ども自身が自己肯定感を高め、「いのちの大切さ」を実感しつつ、自ら成長する力を育むことができる社会を実現することは、私たちが全力を挙げて取り組まなければならない重要課題の一つです。

北区においては、平成17年度から、「北区次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもたちの健やかな成長や、子育てに伴う悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる状況は、社会環境の変化等により様々な課題があらたに生じるなど、現実には厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

このような課題に対応し、誰もが安心して子育てができ、子どもの最善の利益が実現される社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」を公布しました。これに基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）では、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的認識を踏まえ、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。

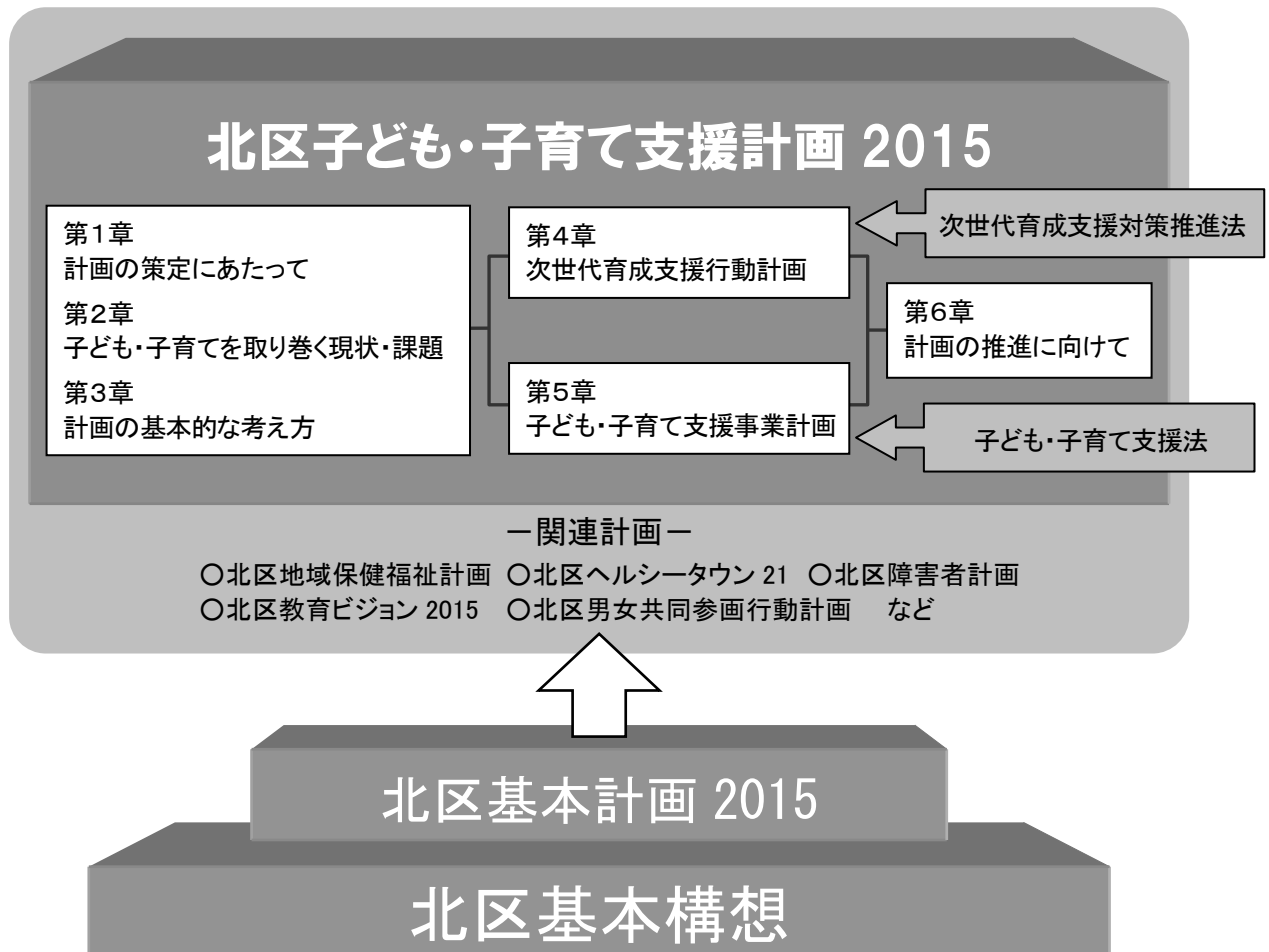
さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向けて、平成 27 年 3 月 31 日までの時限法としていた「次世代育成支援対策推進法」が平成 37 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、「北区子ども・子育て支援計画 2015」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区の取り組み」として位置づけます。
- 本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と、「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成します。
- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」を踏まえ、「北区基本計画2015」、「北区中期計画」などの上位計画や、「地域保健福祉計画」、「男女共同参画行動計画」などをはじめとした他の関連計画などとの整合を図るものとし、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】



区の子どもや子育てに関する現状から課題を明確にしていきます。

また、人口等については、地域の特性により区全域を7地区に分けて、把握していきます。

【 北区全域図 】



A	浮間地区	浮間1～5丁目
B	赤羽西地区	赤羽北1～3丁目・桐ヶ丘1～2丁目・赤羽台1～4丁目・赤羽西1～6丁目・西が丘1～3丁目・上十条5丁目・十条仲原3～4丁目・中十条4丁目
C	赤羽東地区	赤羽1～3丁目・岩淵町・志茂1～5丁目・赤羽南1～2丁目・神谷2～3丁目・東十条5～6丁目
D	王子西地区	上十条1～4丁目・十条仲原1～2丁目・中十条1～3丁目・岸町1～2丁目・十条台1～2丁目・王子本町1～3丁目・滝野川4丁目
E	王子東地区	東十条1～4丁目・神谷1丁目・王子1～6丁目・豊島1～8丁目
F	滝野川西地区	滝野川1～3丁目・滝野川5～7丁目・西ヶ原1～4丁目・上中里1丁目・中里1～3丁目・田端1～6丁目
G	滝野川東地区	堀船1～4丁目・栄町・上中里2～3丁目・昭和町1～3丁目・東田端1～2丁目・田端新町1～3丁目

1 子ども人口の現状

(1) 人口の現状

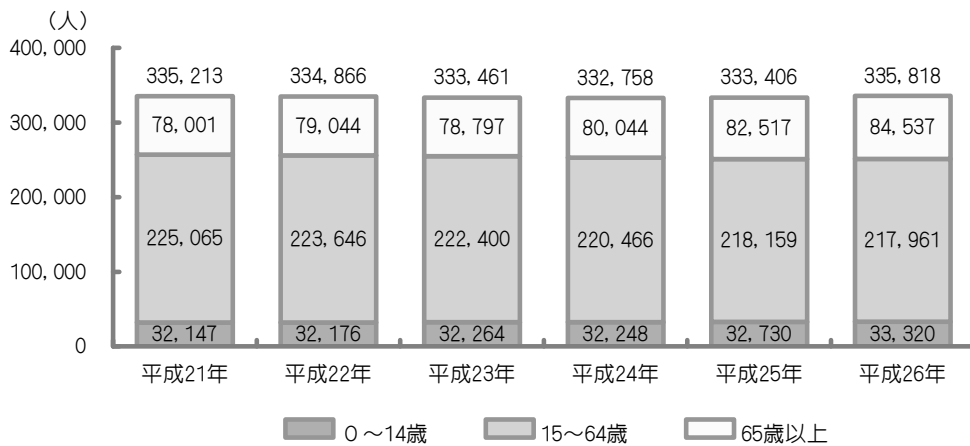
- 北区における人口の推移から、総人口に対して、年少人口（0～14歳）は年々増加している傾向がみられます。地区別では、浮間地区の年少人口（0～14歳）割合が、他の地区に比べて高くなっています。
- 年齢別児童数では、0～5歳人口の増加傾向が顕著となっています。
- 北区の合計特殊出生率は、微増傾向にあるものの、国の率を下回っています。
- 社会動態（転出入に伴う人口の動き）は、平成20年、24年において、転入数が転出数を大きく上回っています。

ア 北区における人口の推移

北区の総人口は、平成24年度までは減少が続いていたものの、平成25年度から増加に転じており、平成26年度では、335,818人となっています。

0～14歳人口及び65歳以上人口は平成21年以降増加の傾向にありますが、一方で15～64歳人口は減少が続いています。

【 図 人口の推移 】



資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年4月1日現在)
※平成21～24年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を加えた数

【 表 3 区分年齢別の地区別人口・割合（平成 26 年 4 月 1 日現在） 】

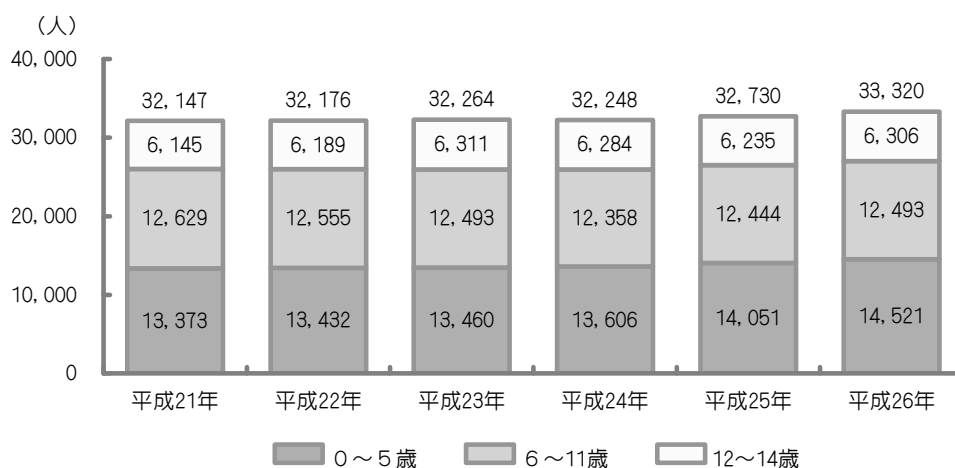
	浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東
0～14 歳	3,294	6,594	4,838	2,608	6,694	6,712	2,580
	(14.5%)	(10.6%)	(9.3%)	(8.3%)	(10.1%)	(9.5%)	(8.6%)
15～64 歳	14,959	37,186	34,717	20,578	43,480	47,400	19,641
	(65.6%)	(60.0%)	(66.8%)	(65.1%)	(65.2%)	(66.8%)	(65.7%)
65 歳以上	4,539	18,189	12,412	8,422	16,489	16,819	7,667
	(19.9%)	(29.4%)	(23.9%)	(26.6%)	(24.7%)	(23.7%)	(25.7%)
合 計	22,792	61,969	51,967	31,608	66,663	70,931	29,888

資料：住民基本台帳

イ 北区における年齢別児童数の推移

0～14 歳の児童数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 26 年では 33,320 人となっています。特に 0～5 歳児の人口が著しく増加しており、平成 26 年では、平成 21 年に比べて 1,148 人増加しています。

【 図 年齢別児童数の推移 】



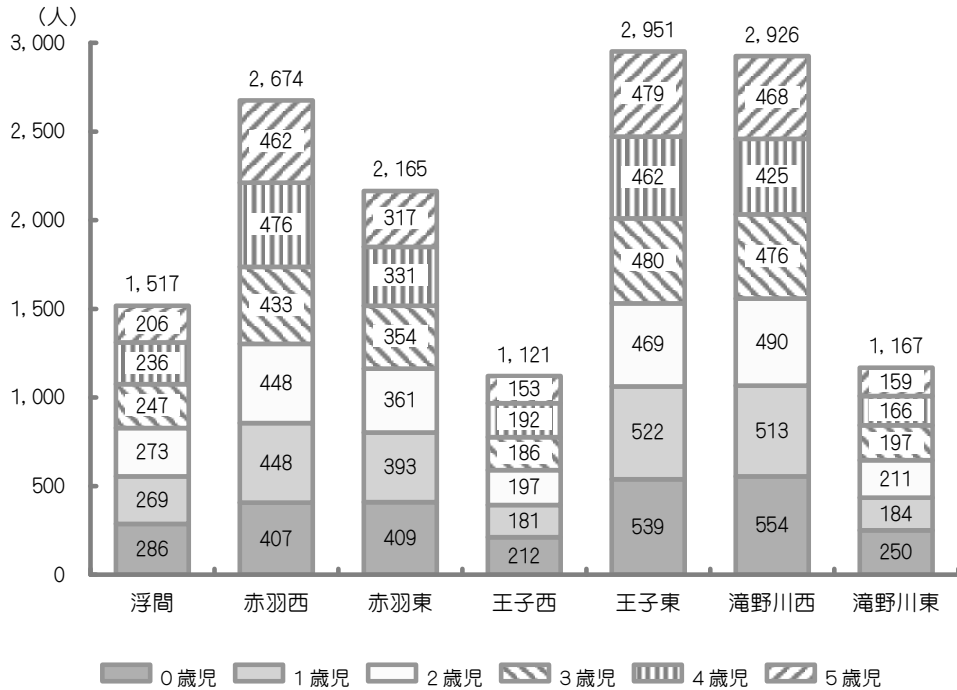
資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年 4 月 1 日現在)
 ※平成 21～24 年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を加えた数

【 表 年齢別の児童数・割合 】

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	21→26年の差
0 歳	2,377 (17.8%)	2,424 (18.0%)	2,413 (17.9%)	2,351 (17.3%)	2,468 (17.6%)	2,657 (18.3%)	280
1 歳	2,280 (17.1%)	2,349 (17.5%)	2,382 (17.7%)	2,409 (17.7%)	2,462 (17.5%)	2,510 (17.3%)	230
2 歳	2,300 (17.2%)	2,223 (16.6%)	2,263 (16.8%)	2,309 (17.0%)	2,412 (17.2%)	2,449 (16.9%)	149
3 歳	2,104 (15.7%)	2,247 (16.7%)	2,170 (16.1%)	2,238 (16.4%)	2,307 (16.4%)	2,373 (16.3%)	269
4 歳	2,139 (16.0%)	2,073 (15.4%)	2,188 (16.3%)	2,146 (15.8%)	2,245 (16.0%)	2,288 (15.8%)	149
5 歳	2,173 (16.2%)	2,116 (15.8%)	2,044 (15.2%)	2,153 (15.8%)	2,157 (15.3%)	2,244 (15.4%)	71
0～5 歳	13,373 (41.6%)	13,432 (41.8%)	13,460 (41.7%)	13,606 (42.2%)	14,051 (42.9%)	14,521 (43.6%)	1,148
6～11 歳	12,629 (39.3%)	12,555 (39.0%)	12,493 (38.7%)	12,358 (38.3%)	12,444 (38.0%)	12,493 (37.5%)	▲136
12～14 歳	6,145 (19.1%)	6,189 (19.2%)	6,311 (19.6%)	6,284 (19.5%)	6,235 (19.1%)	6,306 (18.9%)	161

資料：住民基本台帳及び外国人登録数(各年 4 月 1 日現在)
 ※平成 21～24 年は住民基本台帳人口に外国人登録人数を加えた数

【 図 地区別の年齢別就学前児童数（平成 26 年 4 月 1 日現在） 】

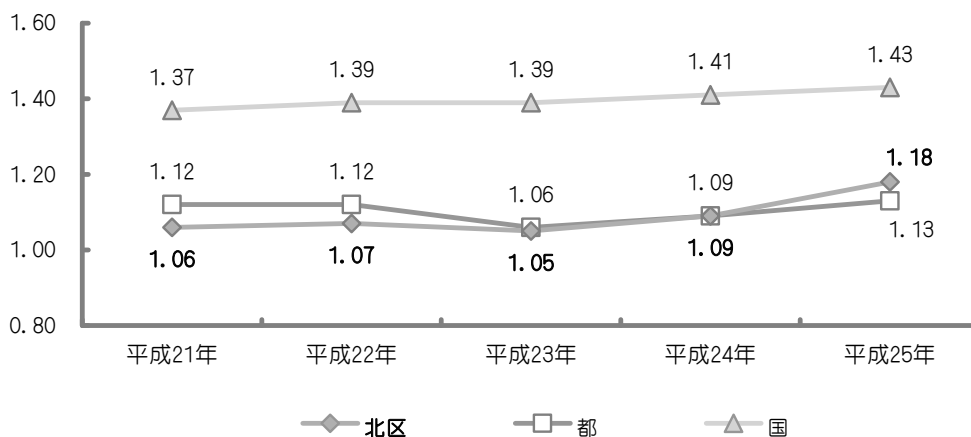


資料：住民基本台帳

ウ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

北区の合計特殊出生率は、国に比べ低く、平成 25 年では 0.25 低くなっています。また、都と比べると、平成 23 年までは低くなっていたものの、平成 25 年では都を上回り 1.18 となっています。

【 図 合計特殊出生率の推移・比較 】

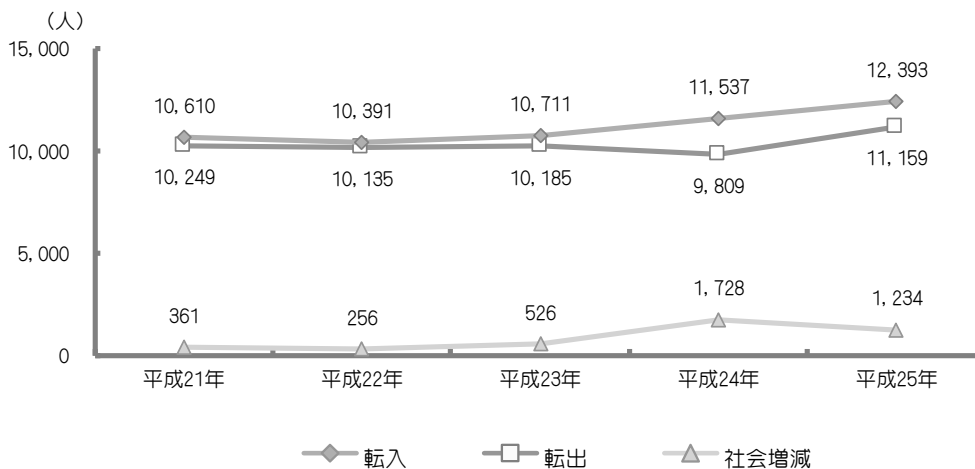


資料：厚生労働省「人口動態統計」東京都「人口動態統計」

エ 北区における社会動態

北区における社会動態は、転入人数が転出人数を上回って推移しており、平成 25 年では 1,234 人の増となっています。

【 図 社会動態の推移 】

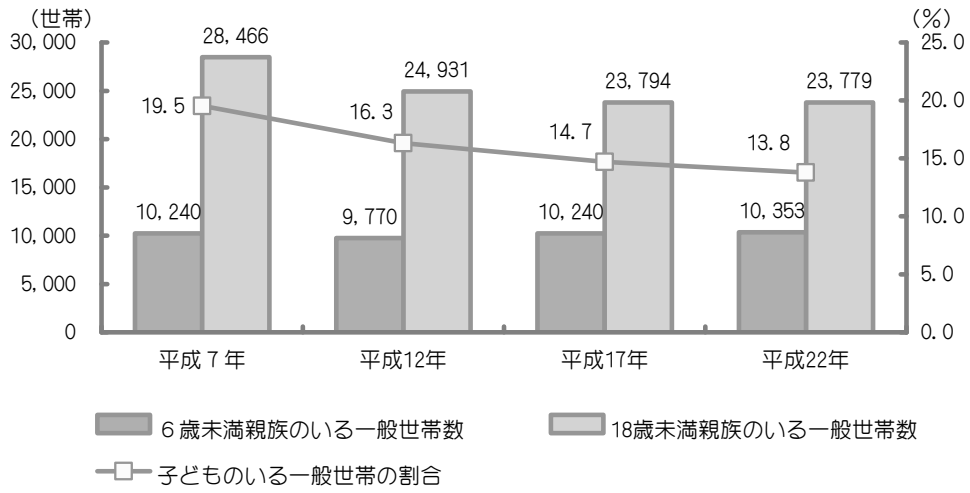


資料：東京都統計データ「人口の動き」

ウ 北区における子どものいる一般世帯数の推移

子どものいる一般世帯の割合は減少しており、平成22年では13.8%となっています。

【 図 子どものいる一般世帯数の推移 】



資料：国勢調査

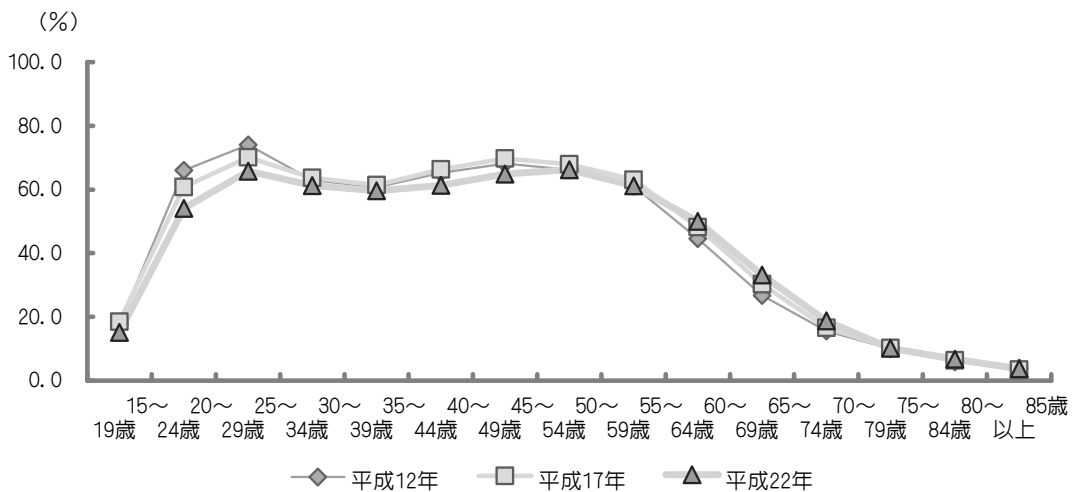
2 女性の就労状況

(1) 女性の就労状況

- 女性の年齢別労働力率は、25～29歳で高くなった後、30～39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られます。その後、若干の上昇があり、年齢とともに緩やかに低下していきます。
- 女性の労働力率を未婚・既婚別で比較すると、25～44歳で大きな違いがみられ、20ポイント以上の差が開いています。

ア 北区における女性の年齢別労働力率の推移

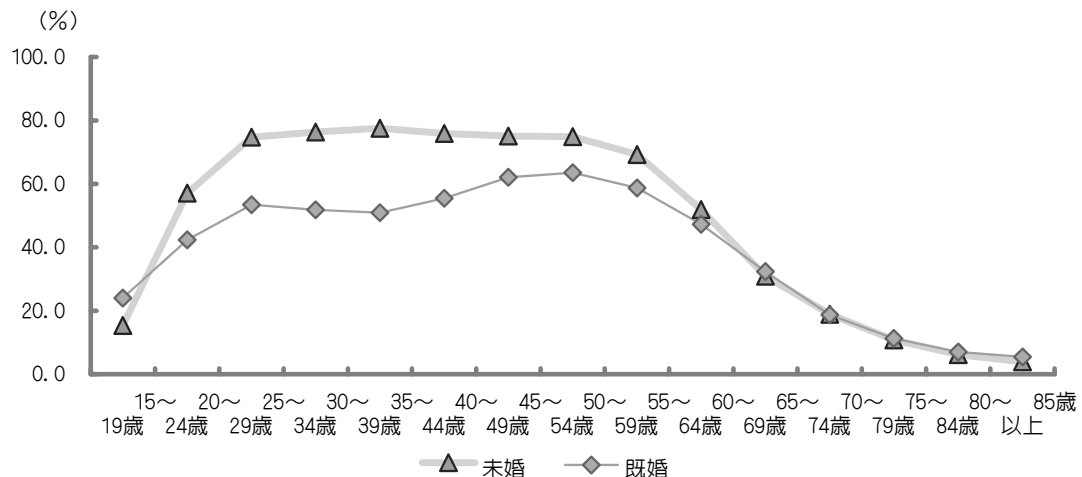
【 図 女性の年齢別労働力率の推移 】



資料：国勢調査

イ 北区における女性の未婚・既婚別労働力率

【 図 女性の未婚・既婚別労働力率の比較 】



資料：国勢調査(平成22年)

3 教育・保育施設の現状

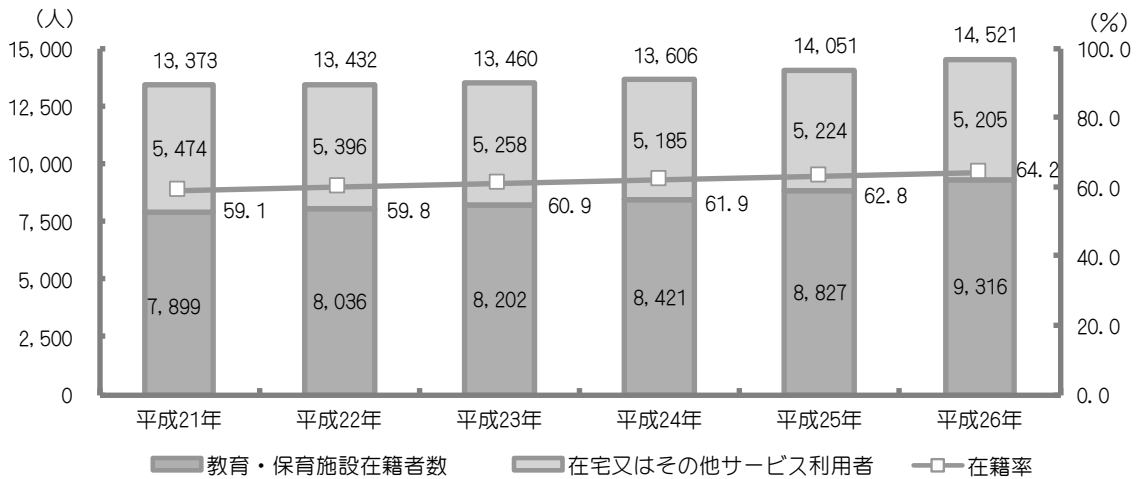
(1) 教育・保育施設の利用の現状

- ・就学前児童数は年々増加しており、教育・保育施設の利用者数の割合も増加傾向にあります。
- ・教育・保育施設の在籍者数はすべての年齢で増加しており、特に1歳児の増加率が高くなっています。

ア 北区民の教育・保育施設在籍者数

0歳から5歳児の教育・保育施設在籍者数は年々増加しており、在籍率も増加しています。在籍率は、平成26年は平成21年に比べ64.2%と5.1ポイント増加しています。

【 図 教育・保育施設在籍者数と在宅者数の推移 】



資料：北区資料

※ 北区外施設利用者を含む

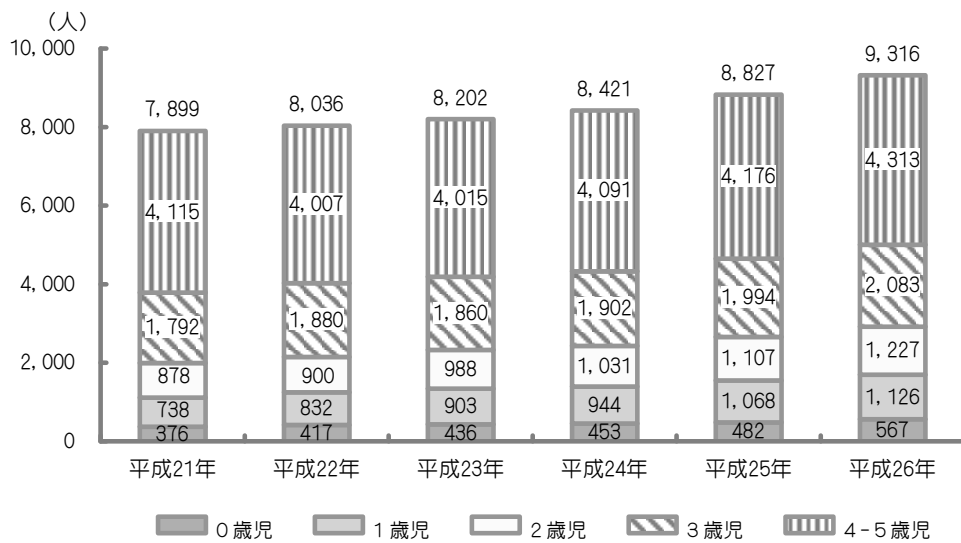
※ 教育・保育施設とは、区立幼稚園、私立幼稚園、外国人学校、公立保育園、私立保育園、認証保育所、保育室（定期利用保育施設）、家庭福祉員を指します。

イ 北区民の各歳児の施設在籍者数

年齢別に施設在籍者数をみると、すべての年齢で増加しています。

特に1歳児は平成21年の738人から平成26年の1,126人と、5年で約1.5倍に増えています。

【 図 各歳児の施設在籍者数の推移 】



資料：北区資料
※ 北区外施設利用者を含む

イ 北区民の保育園待機児童数の推移

待機児童数は平成 26 年では 69 人と、平成 25 年に比べて少なくなりましたが、0 歳児の待機児童数は増加しています。

地区別の待機児童数は、平成 26 年では浮間地区で 24 人と最も多くなっています。

① 年齢別待機児童数の推移

【 表 年齢別待機児童数の推移 】

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳児	4	4	7	5	7	18
1 歳児	57	106	21	16	76	22
2 歳児	25	8	5	12	25	17
3 歳児	2	1	3	0	17	12
4 歳児	0	0	2	0	0	0
計	88	119	38	33	125	69

資料：保育課集計（各年 4 月 1 日現在）

② 地区別待機児童数の推移

【 表 地区別待機児童数の推移 】

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
浮間	7	20	8	0	18	24
赤羽西	3	21	2	4	25	16
赤羽東	11	23	4	8	22	11
王子西	6	9	7	7	14	1
王子東	24	19	6	2	17	3
滝野川西	20	24	6	10	21	4
滝野川東	17	3	5	2	8	10
計	88	119	38	33	125	69

資料：保育課集計（各年 4 月 1 日現在）

5 北区子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

(1) 調査の目的

現在の我が国における急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくため、区市町村は地域の実情に応じて子育て支援が適切に提供されるよう、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この調査は、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生等に対して、生活実態や要望・意見などを把握し、平成27年度から平成31年度までの5年を一期とする「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

(2) 調査対象

- ① 就学前の子どもの保護者：3,700名
- ② 小学1年生から6年生までの子どもの保護者：1,500名
- ③ 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者：300名
- ④ 12歳～18歳の区民：1,000名
- ⑤ 小学校5年生の児童：980名（平成25年11月1日時点の調査対象区立小学校12校の児童数）

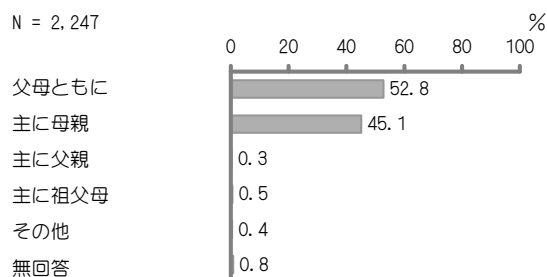
(3) 抽出方法

- ①～④：住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤：区立小学校12校（西浮間、桐ヶ丘郷、赤羽、梅木、神谷、王子第五、王子、滝野川第二、王子第一、滝野川、滝野川第五、滝野川第四）の5年生全員

(7) 主な調査結果

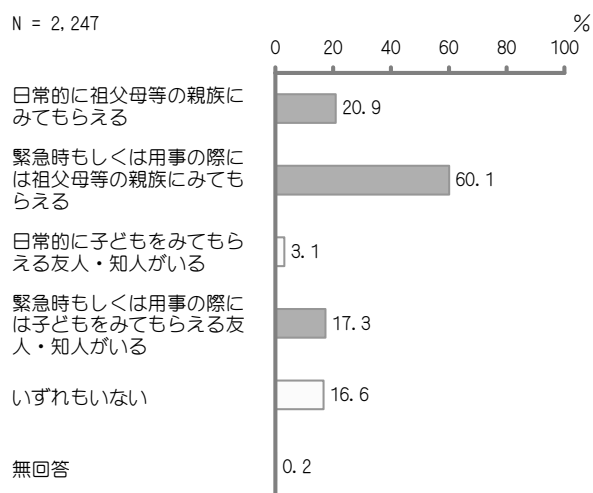
■子育て（家庭での教育を含む）を主に行っている人について （就学前の子どもの保護者）

「父母ともに」の割合が52.8%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が45.1%となっています。



■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について （就学前の子どもの保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が20.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が17.3%となっています。

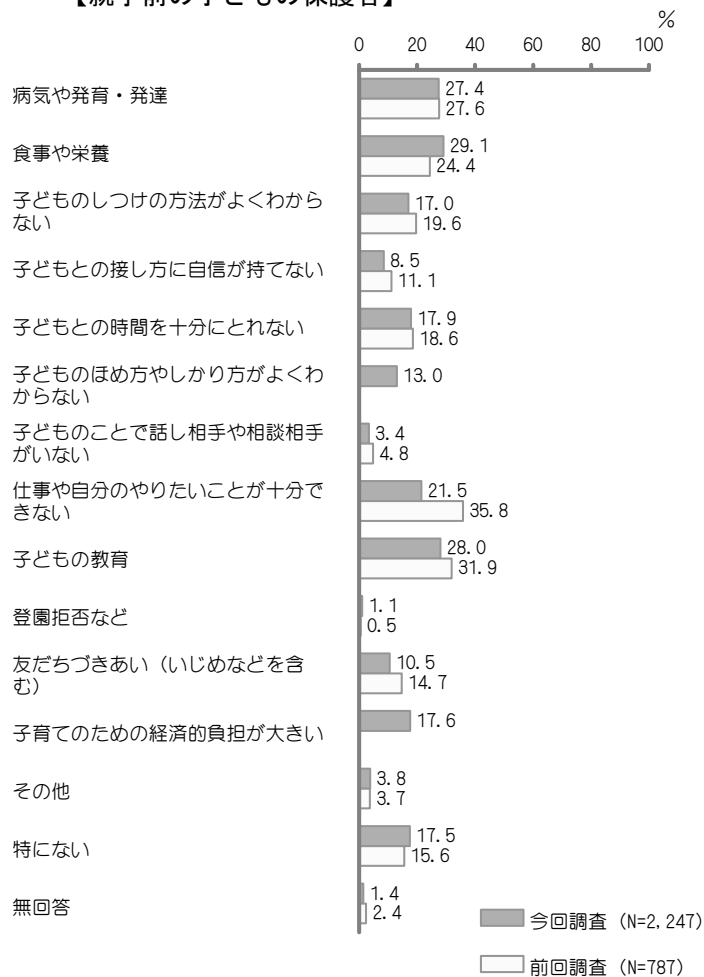


■子育てに関して悩んでいること、気になることについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

「食事や栄養」の割合が29.1%と最も高く、次いで「子どもの教育」の割合が28.0%、「病気や発育・発達」の割合が27.4%となっています。

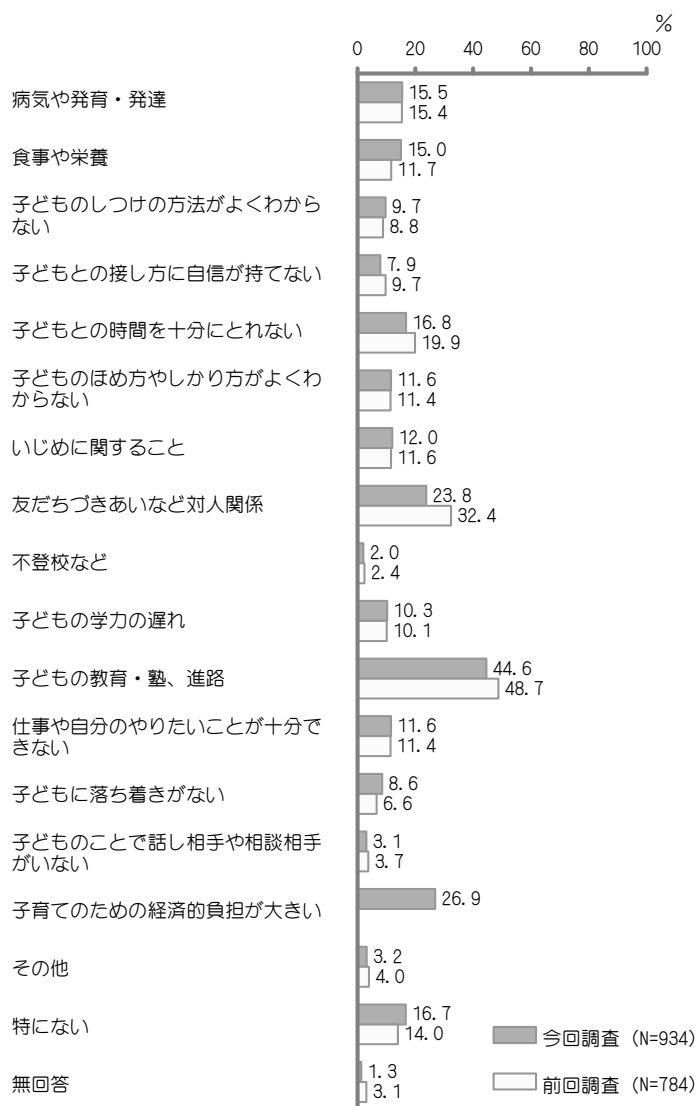
【就学前の子どもの保護者】



注：グラフ中にある「前回調査」とは平成20年に実施した調査を指します。

「子どもの教育・塾、進路」の割合が44.6%と最も高く、次いで「子育てのための経済的負担が大きい」の割合が26.9%、「友だちづきあいなど対人関係」の割合が23.8%となっています。

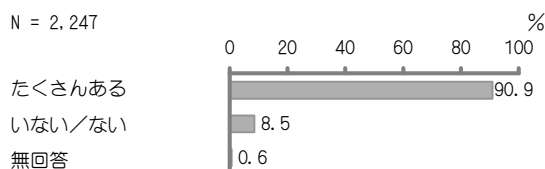
【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



■子育て（家庭での教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無について
（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

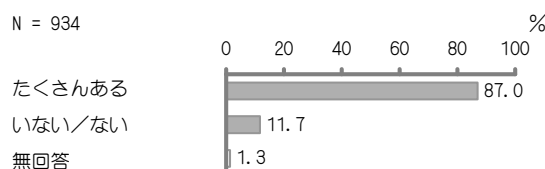
就学前の子どもの保護者で、「いる／ある」の割合が90.9%、「いない／ない」の割合が8.5%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



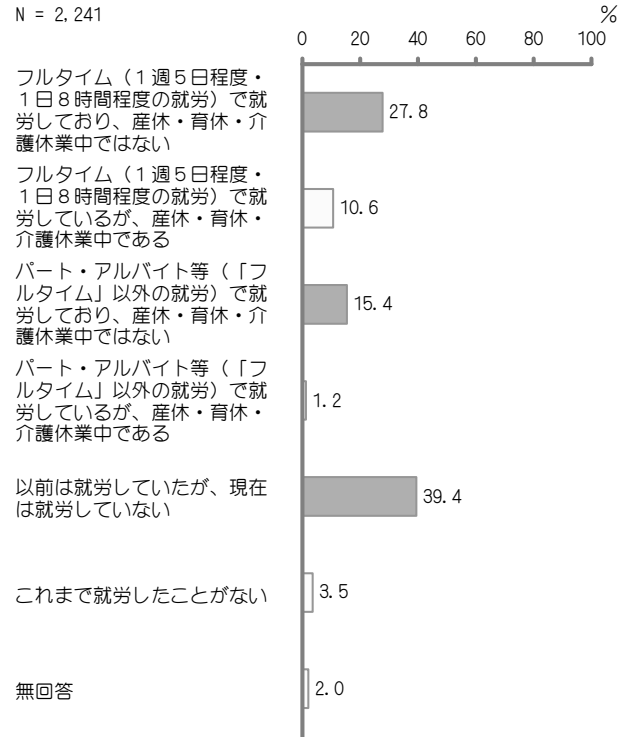
小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「いる／ある」の割合が87.0%、「いない／ない」の割合が11.7%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



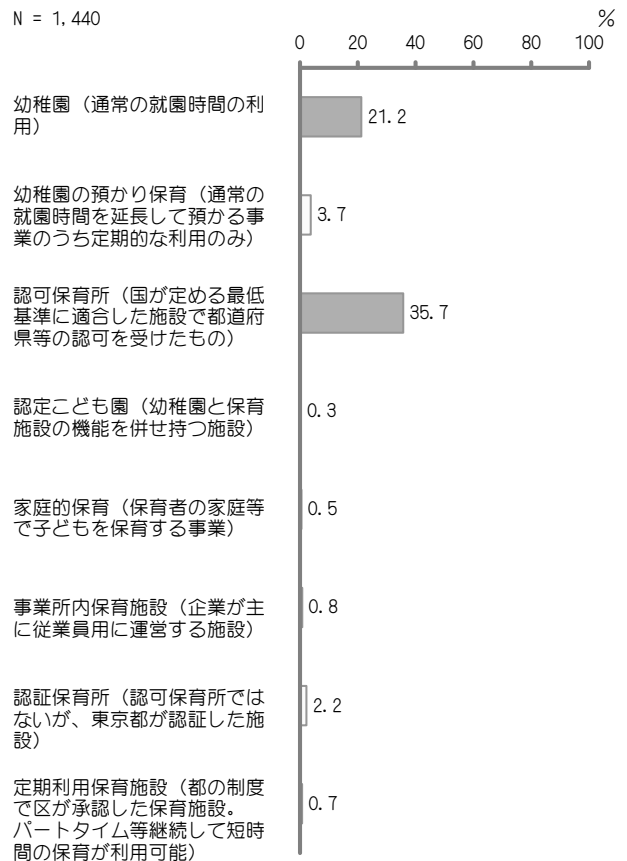
■母親の現在の就労状況について（就学前の子どもの保護者）

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が15.4%となっています。



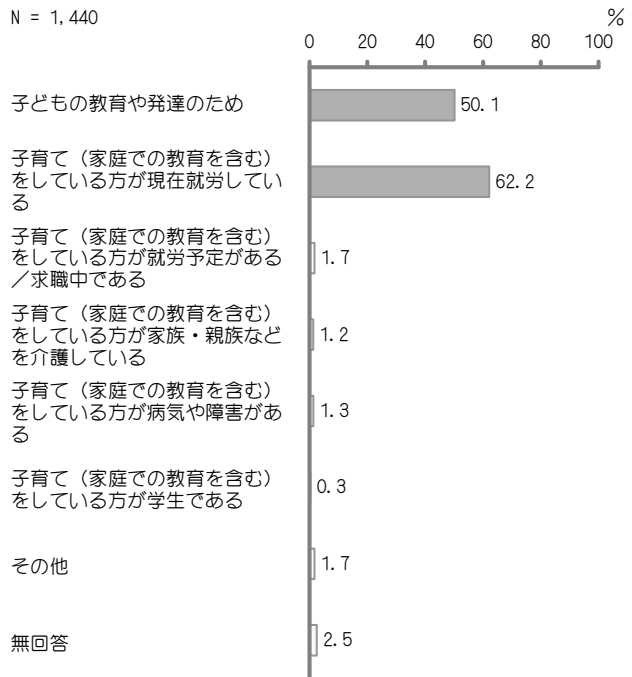
■平日利用している主な教育・保育の事業について（就学前の子どもの保護者）

「認可保育所」の割合が35.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が21.2%となっています。



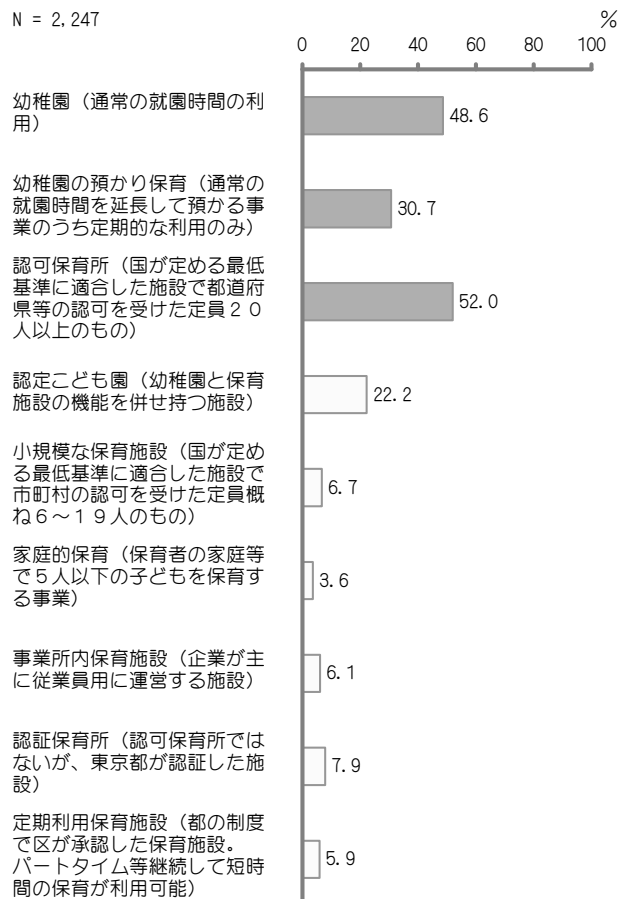
■平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由について
(就学前の子どもの保護者)

「子育て（家庭での教育を含む）をしている方が現在就労している」の割合が 62.2%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」の割合が 50.1%となっています。



■今後「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業について
(就学前の子どもの保護者)

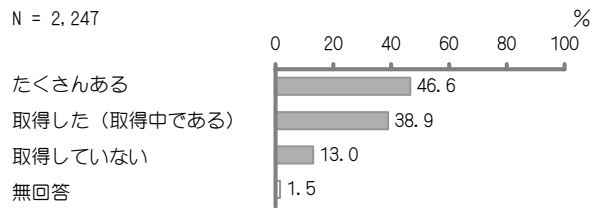
「認可保育所」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 48.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 30.7%となっています。



■子どもが生まれた時の育児休業の取得について（就学前の子どもの保護者）

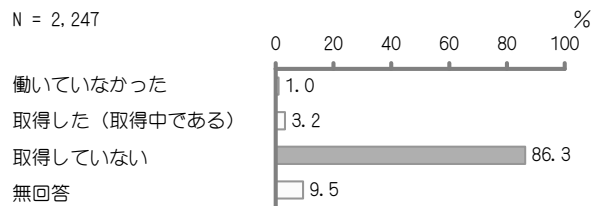
〔母親〕

「働いていなかった」の割合が46.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が38.9%、「取得していない」の割合が13.0%となっています。



〔父親〕

「取得していない」の割合が86.3%と最も高くなっています。

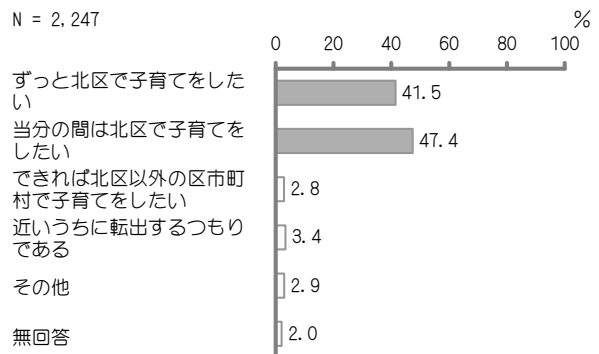


■今後も、北区で子育てをしたいと思うかについて

（就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者）

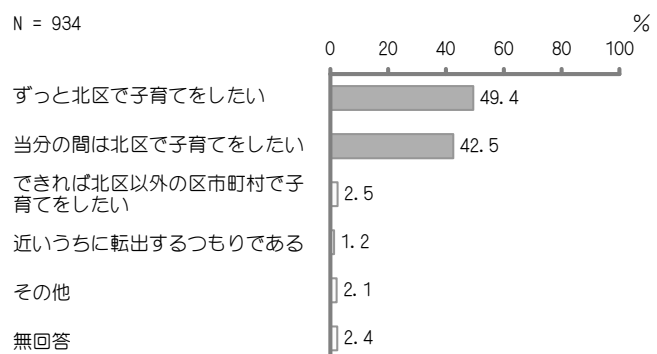
就学前の子どもの保護者で、「当分の間は北区で子育てをしたい」の割合が47.4%と最も高く、次いで「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が41.5%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が49.4%と最も高く、次いで「当分の間は北区で子育てをしたい」の割合が42.5%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】

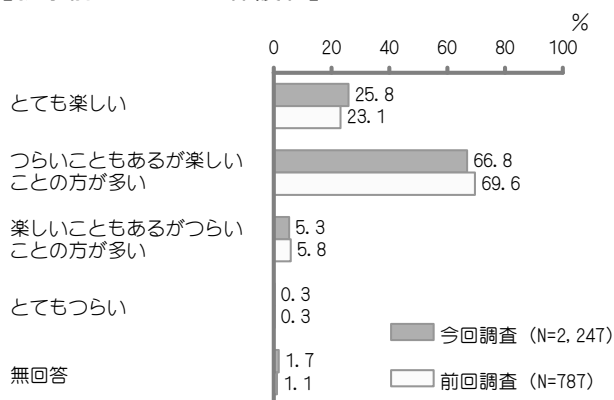


■子育てが楽しいかについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

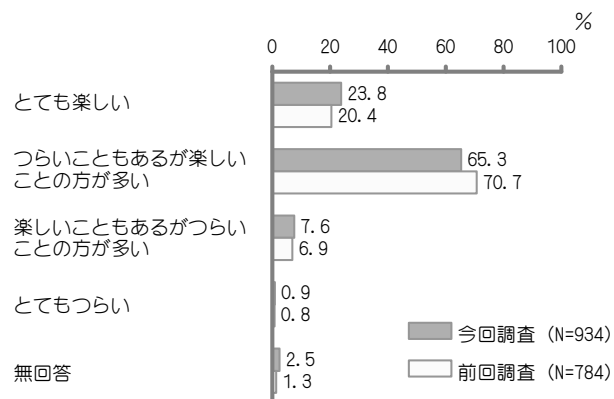
就学前の子どもの保護者で、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」の割合が66.8%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が25.8%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」の割合が65.3%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が23.8%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】

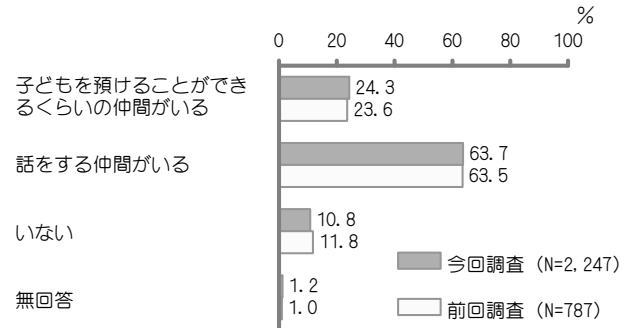


■子育ての仲間の有無について

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

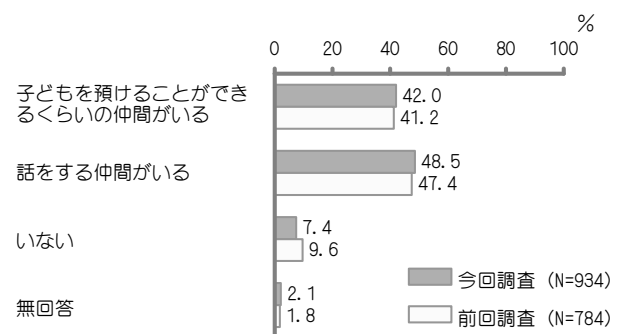
就学前の子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が63.7%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が24.3%、「いない」の割合が10.8%となっています。

【就学前の子どもの保護者】



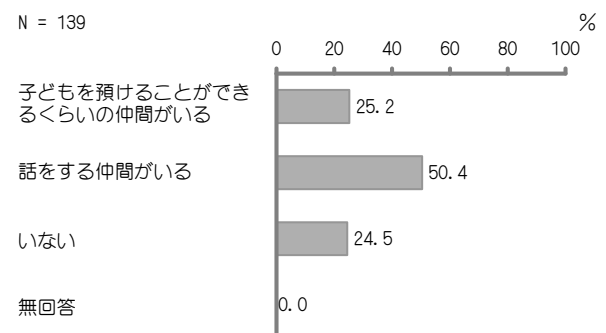
小学1年生から6年生までの子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が48.5%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が42.0%となっています。

【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者で、「話をする仲間がいる」の割合が50.4%と最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」の割合が25.2%、「いない」の割合が24.5%となっています。

【世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者】

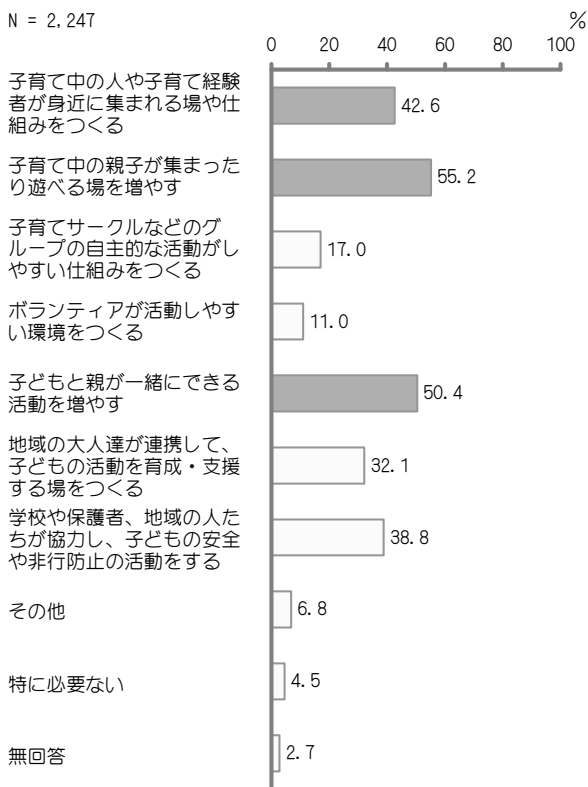


■安心して子育てをするために地域で必要なことについて

(就学前の子どもの保護者、小学1年生から6年生までの子どもの保護者)

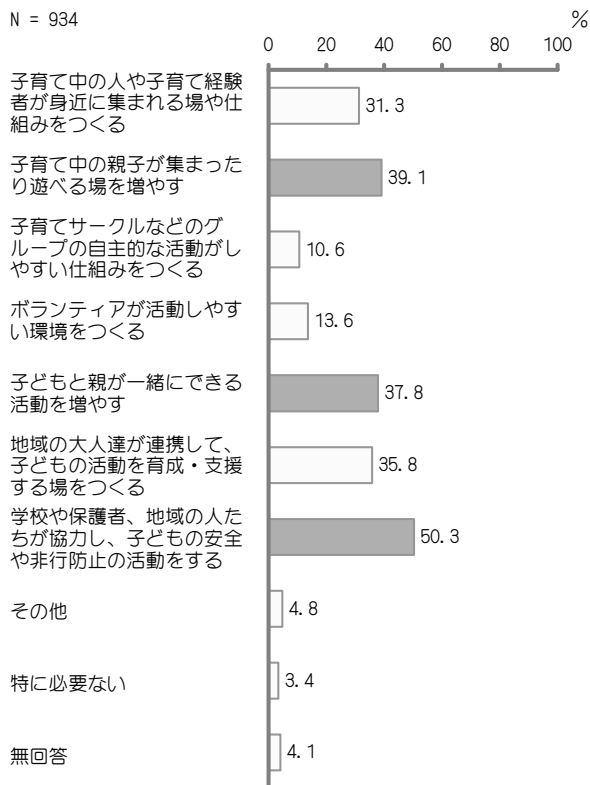
「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」の割合が55.2%と最も高く、次いで「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」の割合が50.4%、

【就学前の子どもの保護者】



「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」の割合が50.3%と最も高く、次いで「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」の割合が39.1%、

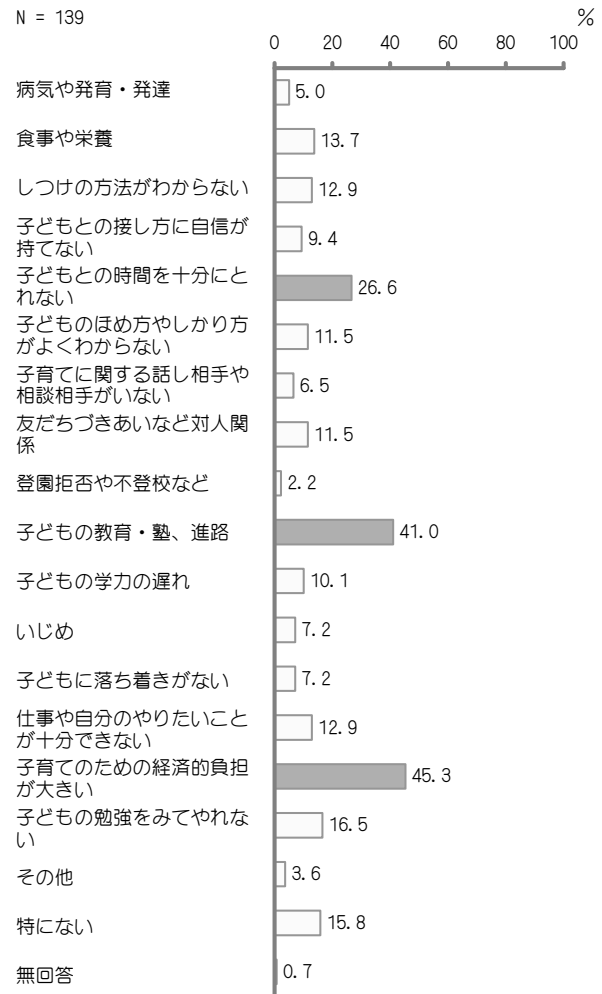
【小学1年生から6年生までの子どもの保護者】



■子育てに関して悩んでいることについて

(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

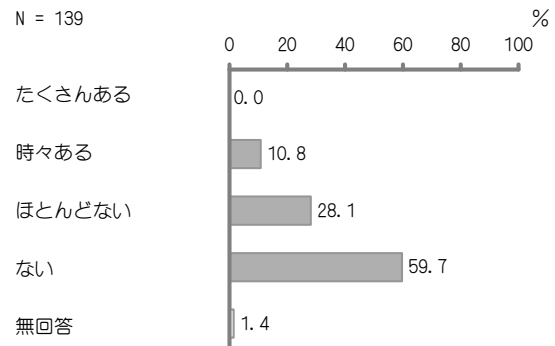
「子育てのための経済的負担が大きい」の割合が45.3%と最も高く、次いで「子どもの教育・塾、進路」の割合が41.0%、「子どもとの時間を十分にとれない」の割合が26.6%となっています。



■子どもの虐待の有無について

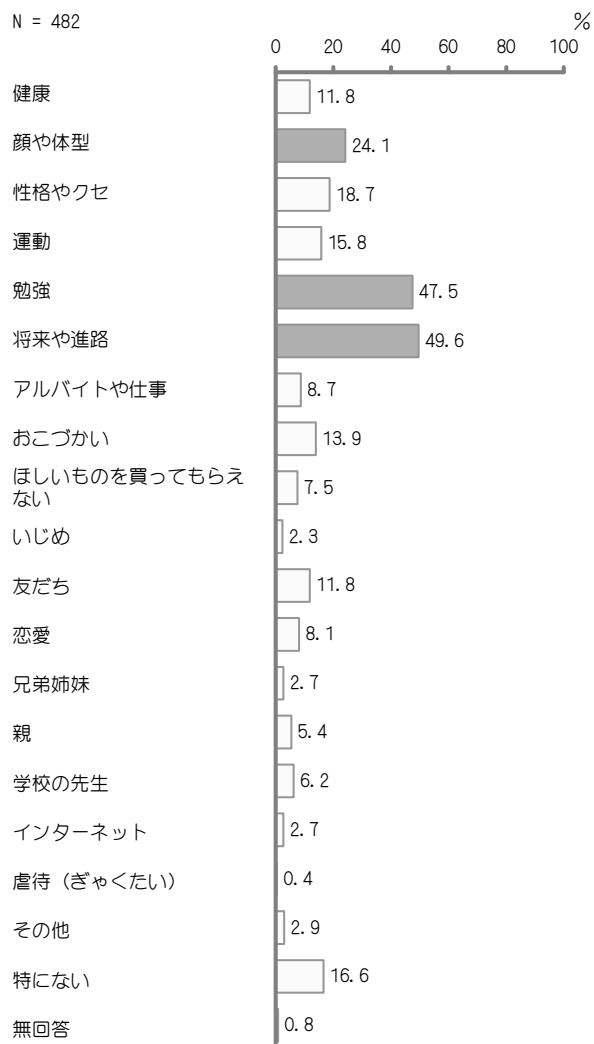
(世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者)

「ない」の割合が59.7%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が28.1%、「時々ある」の割合が10.8%となっています。



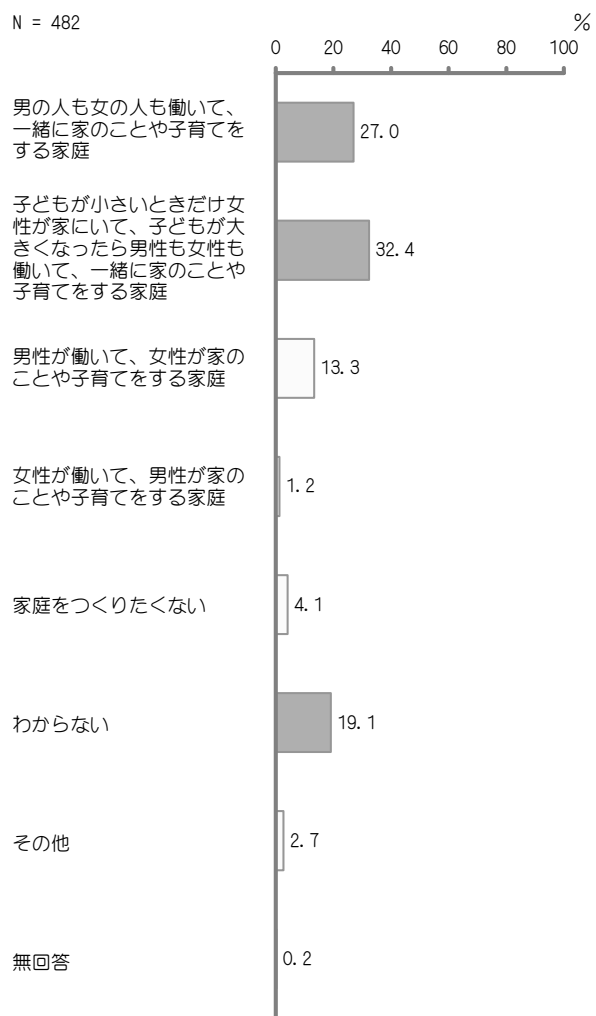
■悩んでいることについて（12歳～18歳の区民）

「将来や進路」の割合が49.6%と最も高く、次いで「勉強」の割合が47.5%、「顔や体型」の割合が24.1%となっています。



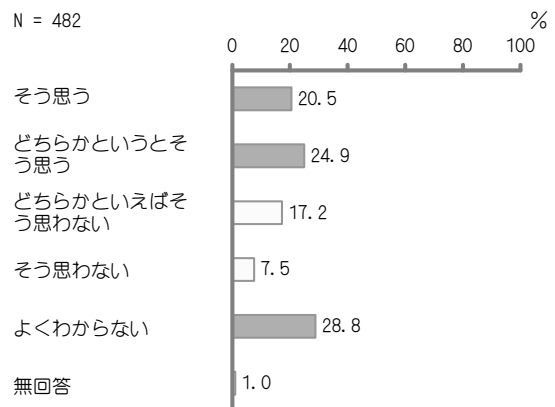
■将来どんな家庭をつくりたいかについて（12歳～18歳の区民）

「子どもが小さいときだけ女性が家にいて、子どもが大きくなったら男性も女性も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」の割合が32.4%と最も高く、次いで「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」の割合が27.0%、「わからない」の割合が19.1%となっています。



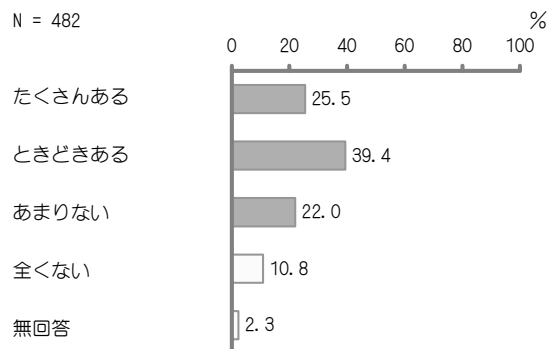
■女性は子どもを生んでも仕事を続けた方がよいかについて（12歳～18歳の区民）

「よくわからない」の割合が28.8%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が24.9%、「そう思う」の割合が20.5%となっています。



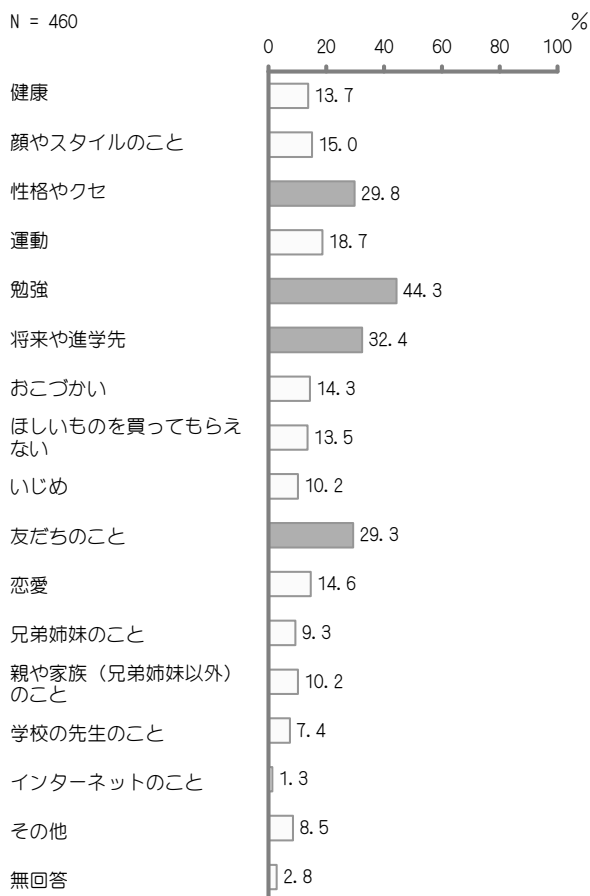
■ 弟や妹以外の赤ちゃん・幼児と遊んだことの経験について
(12歳～18歳の区民)

「ときどきある」の割合が39.4%と最も高く、次いで「たくさんある」の割合が25.5%、「あまりない」の割合が22.0%となっています。



■ 悩んでいることについて (小学校5年生の児童)

「勉強」の割合が44.3%と最も高く、次いで「将来や進学先」の割合が32.4%、「性格やクセ」の割合が29.8%、「友だちのこと」の割合が29.3%となっています。



することが大切です。

北区では平成 24 年度から、学齢期の子どもたちが放課後等を安全に安心して過ごせる活動場所（居場所）として、「放課後子どもプラン（わくわく☆ひろば）」事業を実施し、平成 31 年度末までに全小学校に導入することを目指しています。

国においても、新たな放課後対策として平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン（※）」を策定しました。平成 31 年度末までに放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室を全小学校区（約 2 万か所）で実施し、うち 1 万か所以上を一体型（※）とするとともに、放課後児童クラブ（学童クラブ）約 30 万人分を新たに整備する目標を掲げています。

今後は、多様な学習・体験プログラムを提供するため、地域住民との一層の連携・協働を深め、大学生や民間教育事業者、文化・芸術団体などの参画を促すとともに、学校施設の効率的・一時的な活用を促進するなど、「わくわく☆ひろば」事業のさらなる充実が求められています。

これらの体験活動の機会を推進することで、子どもたちの活発な活動が展開され、他人を思いやることや自己肯定感、豊かな人間性を育むことができるよう、成長段階に応じた事業を実施することが求められています。

また、文部科学省が実施している「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果によれば、北区のいじめの件数は前年度に比べて、中学校では減少しましたが、小学校では増加しました。不登校の出現率については、小・中学校ともに国の出現率を上回っています。

子どもが悩みを一人で抱え込むことがないように、相談しやすい体制を整え、その内容に適切に対応できる区の担当や児童相談所等の関係機関と連携をとりながら、からだの健全な成長のみならず、こころの成長への支援に取り組む必要があります。

※放課後子ども総合プラン：総合的な放課後対策として、国が平成 26 年 7 月に、「共働き家庭等の『小 1 の壁』を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。」ことを目的に策定しました。平成 26 年度までは「放課後子どもプラン」と呼んでいた事業です。

【事業概要】

保護者の就労の有無に関わらず、全ての児童が利用できます。平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間に、主に通学する小学校を会場に、子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。学童クラブの児童（「学童クラブ登録」といいます。）と一般の児童（「一般登録」といいます。）が自由遊びや集団遊び、体験活動や季節行事などを一緒に行います。

※一体型：放課後児童クラブと放課後子供教室が同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含め全ての児童が放課後子供教室のプログラムに参加できるものです。

(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のために ●●●●●●●●●●

全国的に、児童虐待をめぐる通告や相談件数は増加の一途をたどっており、平成 25 年度は全国で過去最多の 7 万件を超え、児童虐待の防止等に関する法律施行前（平成 11 年度）の約 6 倍に増加し、虐待死は毎年 100 人前後となっています。

北区でも平成 25 年度の受理件数は、先駆型子ども家庭支援センターを設置した平成 19 年度当時に比べ、約 3 倍の 205 件と増加し、乳幼児が全体の約 7 割を占めています。

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待を経験した子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果、親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。そのために虐待により生じるであろう、こころの傷、愛着障害、非行などを防ぎ、児童の自立を支援するための子どもや家庭に対するきめ細やかな支援や関係機関の連携などが求められています。

また、児童虐待は、望まない妊娠、経済的困窮、保護者や子どもの疾病・障害、社会的孤立、配偶者からの暴力などといったリスクにより引き起こされる場合もありますが、日常生活や子育てにはストレスや不安がつきもので、どの家庭にも起こりうるものです。

児童虐待を未然に防ぐためには、地域全体で子育て支援や不適切な養育の予防・改善に取り組むとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、育児不安への対応や地域の子育て支援策の充実が不可欠です。また、望まない妊娠や健診未受診など特定妊婦への支援、居所不明児童対策など新たな課題への対応も求められています。そのためには児童虐待の相談窓口として子ども家庭支援センターの充実、要保護児童対策地域協議会での連携を進めていくことが重要です。

特別区は東京都に児童相談所の移管について協議を求めており、移管に伴う様々な課題について検討を進めています。区としてもこれらの課題に対応するため、児童相談体制の充実、人材育成などに一層取り組むことが求められています。

本区の母子世帯数・父子世帯数は、平成 22 年（2010 年）の国勢調査では、それぞれ 1,416 世帯・163 世帯です。ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子どもの育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが必要であり、国や都と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。

平成 25 年国民生活基礎調査によると、平成 24 年の子どもの貧困率は 16.3%で、大きな社会問題となっています。国は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備

するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を公布しました。区市町村は、子どもの貧困対策に関し、地域の状況に応じた施策を講じ、実施することが求められています。

平成 25 年 9 月に閣議決定された国の「障害者基本計画（第 3 次）」では、「障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う」こととしています。

国が平成 24 年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面等で著しい困難を示す」とされた児童生徒は 6.5%でした。

発達障害は、早期発見・早期支援が重要でありながら、見た目には分かりにくく、日常生活で困難を抱えていても障害だとは気づかれにくいために必要な支援に繋がらないことがあります。そのため、学校生活への不応や不登校など心理面、行動面で深刻な二次障害を引き起こすことがあります。

配慮が必要な子どもが全ての学校に在籍していることを前提とした体制の整備を図り、在籍する学校における指導と支援を充実させていきます。

障害児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害児及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進は重要な課題です。

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくりのために ●●●●●●●●●●

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が広まりつつありますが、依然として取り組みが十分進んでいないのが現状です。「ワーク・ライフ・バランス憲章」によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義されています。国は制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に取り組んでいますが、仕事と子育ての両立には依然として大きな負担が伴います。

仕事と子育ての両立を図るために、男女共に育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスが選択し利用できる体制の整備が求められています。

喜びや楽しみを持って子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、地域ぐるみで子育てを支え合い、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担い合うことが望めます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女共に多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。そして、そのことを、個人だけでなく社会や企業が理解していくことも重要です。

1 基本理念

『子どもの笑顔 輝く北区
家庭や地域の元気が満ちるまち』

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

子どもの人権を尊重し 「子どもの最善の利益」の実現を目指す

子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。

これを進めるには、児童の権利に関する条約（※）にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるように“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

“子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

※ 児童の権利に関する条約：通称「子どもの権利条約」。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

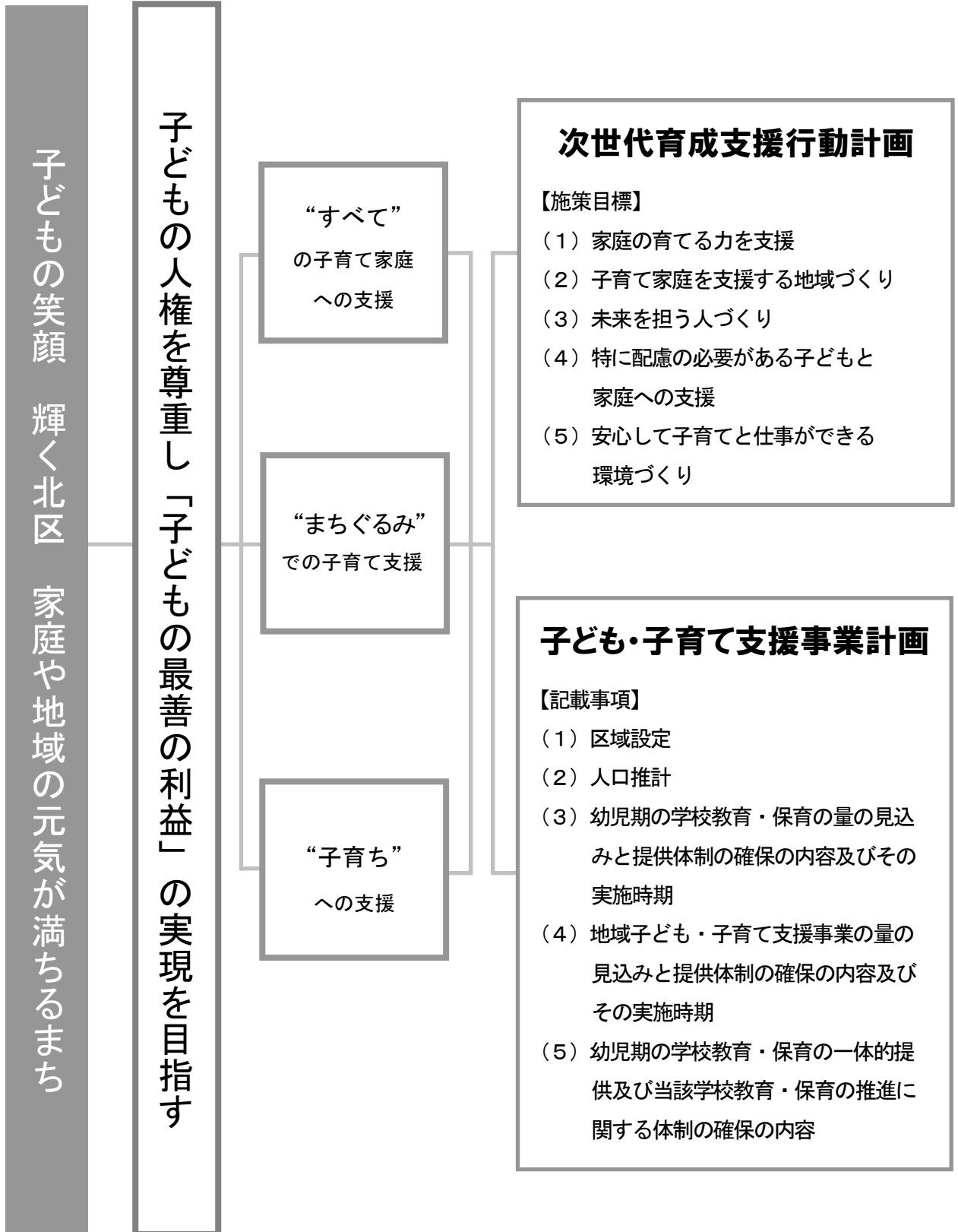
3 北区子ども・子育て支援計画 2015 の体系

【基本理念】

【基本的な視点】

【基本方針】

【計画名称】



1 次世代育成支援行動計画の考え方

次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向け、平成22年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し、事業を展開していきます。



2 施策目標

本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現を目指すため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりを目指し、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

施策目標 3 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、様々な体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援体制をより一層充実させます。

施策目標 4

特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応するために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実などを図ります。

また、ひとり親家庭や生活に困窮している家庭、障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

施策目標 5

安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

3 次世代育成支援行動計画の体系

【基本理念】 【基本的な視点】 【基本方針】 【施策目標】



【個別目標】

- ① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
- ② 子育てに関する相談・情報提供の充実
- ③ 親育ちへの支援
- ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援
- ⑤ 経済的負担の軽減

- ① 地域における子育て家庭への支援
- ② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援
- ④ 地域づくりのための人材育成の推進
- ⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

- ① 就学前教育の充実
- ② 教育の場における子育ての支援
- ③ 自己実現の場と体験機会の提供
- ④ ころとからだの健全な成長への支援
- ⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

- ① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
- ④ 生活困窮家庭への支援

- ① ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③ 男女が共に担う子育ての推進

4 個別目標別事業

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

- 低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう、保育施設の整備・誘致に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- 保育園の延長保育や幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育、一時的な保育の需要など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、全ての児童を対象とした「放課後子ども総合プラン」の導入に合わせて、小学校内の適切な生活の場となるよう質の向上や施設の整備を進め、待機児童の解消に努めます。
- 学童クラブの育成時間の拡大については、利用者のニーズを踏まえて検討していきます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度 見込	平成 31 年度 目標
保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進します。	定員数 6,422 人	定員数 7,550 人
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校 3 年生までは学童クラブで、4 年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用（※）で対応します。	定員数 2,480 人	定員数 2,690 人

※ 特例的な利用：長期休業期間中など一日育成が必要な場合に、弁当を持参し、一日、児童館や放課後子ども総合プランの一般登録を利用できるものです。また、この制度を利用している 4 年生以上の児童は、放課後、ランドセルを背負ったまま、自宅に帰ることなく直接児童館を利用できます。

② 子育てに関する相談・情報提供の充実

- 子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な知識を必要とする相談にも対応できるよう、相談窓口の体制を充実させます。
- 必要な時に必要な情報が迷うことなく受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備します。
- 子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、常に新しい情報を発信していきます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。		1か所
子育て応援サイトの充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす“子育て応援サイト”の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	開設	運用・拡充

③ 親育ちへの支援

○出産や子育てに不安を持つ保護者に対して、自分に合った子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信を持って子育てができるよう、「親育ち」への取り組みを推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度 見込	平成31年度 目標
ママパパ学級・パパになるための半日コース	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	ママパパ学級 年24回開催 1,520人参加 パパ半日コース 年24回開催 700人参加	ママパパ学級 年24回開催 1,680人参加 パパ半日コース 年24回開催 720人参加
親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館（子どもセンター）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	年35回開催 340人／年	年35回開催 350人／年

④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

- 妊娠や出産に係る費用を助成して、安心して、安全に出産できる環境を整えます。
- 各家庭において適切な養育ができるよう、保健師や助産師等の専門スタッフが、一人ひとりに適切な指導・助言を行い支援します。
- 産前産後の体調を回復するために、家事や育児支援等を行うヘルパーを派遣し、負担の軽減を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査(最大14回まで)、妊婦超音波検査(最大1回)を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	妊婦健診 延33,461人 産婦健診 2,604人	妊婦健診 延35,697人 産婦健診 2,778人
妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	訪問人数 2,402人	訪問人数 2,692人
産前産後サポート事業 ・産前産後セルフケア講座 ・安心ママヘルパー事業	出産前後の心身の疲労や孤立による育児不安を軽減して、良好な親子関係の基盤を築くため、早期における母体と育児を支援する事業を実施します。		ヘルパー派遣 利用者数 2,400人

⑤ 経済的負担の軽減

○0歳から中学3年生までの子どもに係る保険診療適用の医療費の自己負担分を、区が全額助成します。

○私立幼稚園・認証保育所または外国人学校などに通園・通学する児童の保護者に対して、経済的負担を軽減する支援を行います。

○子育てファミリー層の定住化を促進するため、より良い環境への住み替えや、三世帯同居または親元近居にかかる費用の助成事業に取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。	受給者数 34,520人	維持推進
私立幼稚園等入園祝金 交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	1,120件交付	維持推進
親元近居助成	区内に10年以上住む親の近くで、子ども世帯（18歳未満の子ども1人以上扶養・同居）が区内の住宅を取得する際に、20万円を限度に登記費用を助成します。	50件助成	250件助成

① 地域における子育て家庭への支援

- 現在ある児童館を、乳幼児親子への支援の拠点となる「子どもセンター」に順次再編し、親子の育ちの機会や交流の場の提供をより充実させます。
- 地域住民が子育て家庭を支援する仕組みとして、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 幼稚園や保育園が、在宅児を含めた子育て家庭に対し、地域に根ざした子育て支援施設として子育てに対する情報や交流の場などを提供します。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子のきずなづくりを応援する活動を推進するとともに、子どもの学習意欲や体力等を高める基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた支援を推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度 見込	平成 31 年度 目標
児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	全児童館 (子どもセンター) で実施	全児童館 (子どもセンター) で実施
ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんをお預かりして育児支援を行う、相互援助活動の連絡調整を行います。	サポート 会員数 640 人	サポート 会員数 740 人
幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	全幼稚園で 実施 全保育園で 実施	全幼稚園で 実施 全保育園で 実施
家庭教育力向上プログラム	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。		推進

② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

○地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。

○特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援します。また、その助けを得て協働による事業に取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度 見込	平成 31 年度 目標
協働による地域づくりの 推進	<p>(地域づくり応援団事業)</p> <p>NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。</p> <p>(政策提案協働事業)</p> <p>NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。</p>	<p>子育て関連事業</p> <p>4 事業実施</p>	推進
青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	<p>青少年地区 委員会数 19 委員会</p> <p>参加者数 延 77,934 人</p>	維持推進

③ 地域における子育てネットワークの育成・支援

○同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供だけにとどまらず、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	7地域で実施	7地域で実施

④ 地域づくりのための人材育成の推進

○地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、研修等を充実させます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	年14回開催	年14回開催

⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

○子どもを犯罪等から守るため、学校や保育施設等に緊急通報装置を設置し、維持管理を行います。また、不審者情報の発信やパトロールの実施、子どもが自身を守れるよう、防犯ブザーの配付や講習会を実施し、安全への意識を高める事業を展開します。

○子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に交通指導員を配置して指導・誘導を行い、また、自転車利用時の安全な利用、マナーの向上の啓発に努めます。

○保育園、幼稚園、学校の給食において、衛生管理や食物アレルギーへの対応を徹底し、安全で安心なおいしい手作りの給食を提供します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度 見込	平成 31 年度 目標
子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	構築	維持推進
子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	年 90 回実施	年 90 回実施
通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	児童交通 指導員 128 箇所 通学路標識 538 本	児童交通 指導員 128 箇所 通学路標識 538 本
安心安全な給食の実施	子どもたちに安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品運搬時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、園児・児童・生徒に手作りの給食を提供します。	保育園及び 小中学校で 実施	保育園及び 小中学校で 実施

① 就学前教育の充実

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育カリキュラムを実践していきます。
- 幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ、区立認定こども園の開設に取り組みます。
- 教育・保育の充実に向けて、教職員の研修・研究活動を補助し、推進します。
- 子どもの読書活動を推進するため、ブックスタートとしての絵本の読み聞かせや、その後の読書習慣の継続につながる事業を行います。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学セミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	維持推進	維持推進
区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。		1園開設

② 教育の場における子育ての支援

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- ICT（※）を活用した指導など新たな教育手法に対応するための研修や、教員の教師力向上に向けた取り組みを推進します。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ（サブファミリー）をつくり、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、質の高い教育環境を創造します。また、サブファミリーを基盤として北区独自の小中一貫教育に取り組めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	全サブファミリーで推進	全サブファミリーで推進
グローバル人材育成プロジェクト ・ふるさと北区への愛着を育む事業 ・新聞大好きプロジェクト ・国際理解教育推進プロジェクト ・理科大好きプロジェクト	ふるさと北区についての学習、防災教育、理数教育、情報教育、NIE（※）、外国語教育、環境教育、キャリア教育、海洋教育などを通して、将来様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成します。	全小中学校で推進	全小中学校で推進
確かな学力向上プロジェクト ・学力パワーアップ事業 ・中学校スクラム・サポート事業 ・夢サポート教室 ・学力フォローアップ教室	学力調査、ICTを活用した分かりやすい授業、非常勤講師の配置、学校図書館の充実、学習支援教室などを実施し、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、思考力、判断力、表現力や問題解決能力等を育成します。	全小中学校で推進	全小中学校で推進

※ ICT：Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術を指す用語で、「IT」とほぼ同義。日本では、「IT」という名称が普及していますが、国際的には「ICT」が一般的です。

※ NIE：Newspaper in Education の略で、学校などで新聞を教材として活用することです。

③ 自己実現の場と体験機会の提供

○児童・生徒が学校以外の場で、様々な文化や芸術、スポーツなどに親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然とのふれあいなど、多様な体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。

○地域の課題について学び、社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。	小中学校等 57施設で 実施	小中学校等 62施設で 実施
トップアスリート直伝教室	ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。 また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	6種目開催 総参加者数 307名 キッズアスレ ティックス 5校開催	継続 キッズアスレ ティックス 10校開催
キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小・中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	全区立小中 学校で実施	全区立小中 学校で実施
中学生地域防災力向上プロジェクト	中学生を対象に、AEDの使い方や初期消火の方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導します。また、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校の協力を得て、地域や学校に配備されている防災資機材の使用方法などを経験させ、中学生が将来、災害時に活躍できるような基盤づくりを行います。	全区立 中学校で 実施	全区立 中学校で 実施

④ ころとからだの健全な成長への支援

- 子どもが自己肯定感と権利の主体としての自覚を持ち、その人権が尊重されるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 当面する生活指導上の課題解決のための総合的・多面的な対策について協議し、子どもたちの健全育成を推進します。
- 乳幼児の順調な成長・発達と健康を守るため、定期健康診査や予防接種、正しい知識を普及させるための講習会を実施します。
- 心身の健康を確保し、子どもたちがいきいきと暮らせるよう、「食」の大切さを伝える食育事業を展開します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度 見込	平成 31 年度 目標
心の教育推進委員会の 運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	年 5 回開催	推進
乳幼児健康診査（※） （3～4カ月、6・9カ月、 1歳6カ月、3歳児）	健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	受診数 延 14,004 人	受診数 延 14,054 人
北区楽しい食の推進員に よる食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員（栄養士）」が講師となり、主に児童館（子どもセンター）の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	1 施設× 4 回/年 実施	1 施設× 4 回/年 実施

※ 乳幼児健康診査：乳幼児に対して行う健康診査のことで、母子保健法第 12 条、第 13 条の規定により区市町村に実施が義務づけられています。東京都では病気の予防・早期発見、幼児の健康保持・増進等を目的に、母子保健法で定められた 1 歳 6 カ月と 3 歳児に加えて、3～4 カ月と 6・9 カ月児に対しても健診を実施しています。

⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

- 小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、子どもたちの抱える問題を受け止め、共に解決に導く機能を充実させます。
- 放課後の時間にすべての児童が安全で健やかに活動できる場として、「学童クラブ」と「放課後子ども教室」等の機能を併せ持った一体型の放課後子ども総合プランを小学校全校に導入します。
- 小学生・中学生に対し、子ども相談カードを配付し、子どもと家庭の総合相談の窓口である子ども家庭支援センターを周知します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ一体型の放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」を全小学校に導入していきます。	わくわく☆ひろば 10校	わくわく☆ひろば 全校
		学童クラブ 59クラブ (内一体型:14)	学童クラブ 64クラブ (内一体型:64)
		放課後子ども教室 15校 (内一体型:10)	放課後子ども教室 全校 (内一体型:全校)
ティーンズセンターの設置	地域の中高生世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。		6か所

●一体型の放課後子ども総合プランの実施に関する具体的な方策●

- ・ 学校区毎に設置した実行委員会において、共通プログラムの企画段階から、学童クラブの支援員や放課後コーディネーター等と連携してプログラムの内容・実施日等を検討していきます。
- ・ 各実行委員会において、小学校の余裕教室等の活用について学校と協議し、使用計画を決定するとともに、校庭や体育館に限らず特別教室や図書室等の一時利用を促進し、活動プログラムの充実を図ります。
- ・ 北区放課後子どもプラン運営委員会等において、事業の実施主体である教育委員会・子ども家庭部と学校関係者が話し合う機会を持ち、総合的な放課後対策について協議を行います。

① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

- 産前・産後の育児不安が高まる時期に、配慮の必要がある家庭を早期に発見し、ヘルパーを派遣して家事や育児の支援を行います。
- 居所不明児童の把握に努め、児童の早期発見と適切な支援を進めます。
- 要保護児童対策地域協議会を充実し、子ども家庭支援センターと児童相談所、母子保健担当部署、保育園、学校、児童館など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 児童相談所の移管を見据え、児童相談所に職員を派遣し、基幹職員の育成や児童相談所との連携を強化します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導と、ヘルパー派遣による育児・家事援助を行い、養育が困難な家庭が安定した児童の養育が行えるよう支援します。	訪問実件数 213人	訪問実件数 234人
要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応を図ります。	代表者会議 1回/年 実務者会議 3回/年 個別ケース会議 80回/年	充実

② ひとり親家庭への支援

○ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	相談件数 2,424件	充実
ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。 また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	自立支援プログラム 2件/年 高等技能訓練促進費 11件/年	推進
児童扶養手当・児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭、または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。	児童扶養手当 2,150件 児童育成手当 2,900件	継続

③ 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

○障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心として発達支援を行います。

○障害または特別な支援の必要がある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
さくらんぼ園 (子ども発達支援センター) ・児童発達支援事業 ・相談支援事業	就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画の作成」を行います。	児童発達支援事業契約 件数 82 件 相談件数 2,300 件	充実
障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	利用者数 延 2,076 人	充実
特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	特別支援教室 実施校 15 校	特別支援教室 実施校 36 校

④ 生活困窮家庭への支援

○生活保護世帯や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭への学習支援に取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
自立支援プログラム (高校進学支援プログラム)	生活保護世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	中学生の子どもを持つ世帯	推進

① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

○性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	推進	推進

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

○従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件を整備する企業の取り組みを支援します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成26年度見込	平成31年度目標
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業を顕彰し、取り組みをPRするなどの支援を行います。 認定企業に対しては、認定1年後に取組状況等の確認及び助言等のために「企業フォロー訪問」を行います。 また、ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣します。	推進企業 認定数 11社 アドバイザー 派遣 0件/年	推進企業 認定数 26社 アドバイザー 派遣 5件/年

③ 男女が共に担う子育ての推進

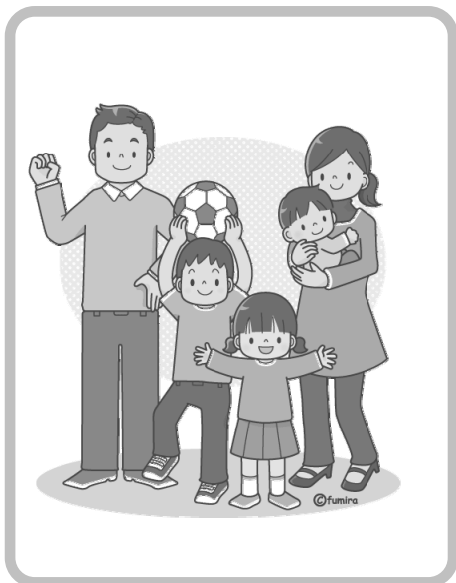
○男女の固定的役割分担意識を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業内容	平成 26 年度 見込	平成 31 年度 目標
パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	10 回／年 実施	10 回／年 実施
全世代で担う子育ての 推進 ・イクメン講座 ・イクじいイクばあ講座 ・父親への支援事業 ・ママ応援プロジェクト	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）を支援して育児参加を進めるとともに、育児の強力な応援団となる祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が広く地域の育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座を実施します。また、子育て中の母親向けの講座についても検討していきます。	延参加者数 335 人	延参加者数 400 人

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

ここでは、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、本区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、各事業の見込み量や確保方策を定めていきます。



2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を、1区域の人口が10万人前後となる3つの区域（赤羽地区、王子地区、滝野川地区）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

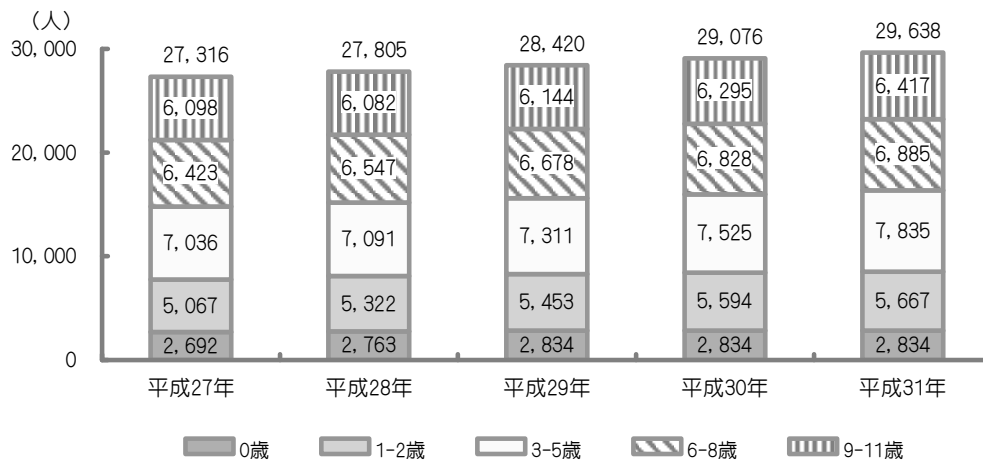
3 人口推計

平成22年1月1日の住民基本台帳及び外国人登録における北区の0歳から5歳児の人口は13,433人（対北区総人口比4.01%）でしたが、平成26年1月1日には、14,447人（4.32%）となっています。今後も北区においては、ファミリー世帯を対象としたマンションの建設が続くと見込まれており、総人口及び就学前の人口は、当面増加の傾向が続くと想定されます。

こうしたことを踏まえ、就学前児童の待機児童対策をはじめとした様々な事業の計画を作成するため、平成22年から平成26年の住民基本台帳人口実績に基づく7地区別・男女別・各歳児別の平均変化率から、平成27年から平成31年までの年少人口を推計しました。なお、0歳児人口については、直近5年間の伸び率が著しいことと、保育ニーズのピークは平成29年度であるという国の見解も考慮し、平成27年から平成29年までは増加傾向が進み、平成30年以降の伸びは落ち着くものと推計しました。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、この人口推計により算出していきます。

【 図 人口推計 】



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

<p>(1) 幼児期の学校教育・保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①保育園 認定こども園※（保育利用分） 地域型保育※ ②幼稚園 認定こども園（教育利用分）
<p>(2) 地域子ども・子育て支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則19人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園(保育利用分) 地域型保育 ●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

- 認可保育園の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育園を基軸とした新規整備を進めます。
- 保育事業について、多様なサービスを選択できるよう、体制の整備に努めます。
- 地区間において、施設や事業の偏在、需給バランスの不均衡が生じた場合、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。

■ 赤羽地区

(人)

	1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,395	997	273	1,415	1,029	280	1,458	1,054	287	1,492	1,082	287	1,535	1,096	287	
②確保方策	特定教育・保育施設※	1,589	906	234	1,709	945	243	1,763	981	255	1,763	981	255	1,763	981	255
	特定地域型保育事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6	0	12	6
	認可外保育施設等	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32	5	113	32
②-① 過不足	199	22	▲7	299	29	▲5	310	40	0	276	24	6	233	10	6	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：
幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

- 1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳
- 2号認定…保育の必要性がある、3～5歳
- 3号認定…保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 王子地区

(人)

	1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	960	702	161	952	722	165	949	740	169	972	758	169	999	768	169	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,046	696	161	1,046	728	167	1,046	728	167	1,046	728	167	1,046	728	167
	特定地域型 保育事業	0	12	6	0	12	6	0	12	6	0	12	6	0	12	6
	認可外保育 施設等	0	75	19	0	75	19	0	75	19	0	75	19	0	75	19
②-① 過不足	86	81	25	94	93	27	97	75	23	74	57	23	47	47	23	

■ 滝野川地区

(人)

	1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)			3年目 (平成29年度)			4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	859	696	155	872	764	159	927	782	163	966	803	163	1,035	813	163	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	902	644	156	1,037	695	171	1,133	757	183	1,187	784	192	1,241	811	201
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	12	6	0	12	6	0	12	6	0	12	6
	認可外保育 施設等	0	44	15	0	44	15	0	44	15	0	44	15	0	44	15
②-① 過不足	43	▲8	16	165	▲13	33	206	31	41	221	37	50	206	54	59	

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

〔確保方策〕 施設定員数から算出。

特定教育・保育施設：認可保育園、認定こども園（保育利用分）

特定地域型保育事業：小規模保育、事業所内保育（地域枠）

認可外保育施設等：認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員

○ 3号認定子どもの保育利用率（※）

■ 赤羽地区

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3号認定確保方策	1,285	1,333	1,381	1,399	1,399
0-2歳推計人口	3,357	3,459	3,544	3,606	3,638
保育利用率	38.3%	38.5%	39.0%	38.8%	38.5%

■ 王子地区

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3号認定確保方策	969	1,007	1,007	1,007	1,007
0-2歳推計人口	2,152	2,213	2,270	2,306	2,326
保育利用率	45.0%	45.5%	44.4%	43.7%	43.3%

■ 滝野川地区

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3号認定確保方策	859	943	1,017	1,053	1,089
0-2歳推計人口	2,250	2,413	2,473	2,516	2,537
保育利用率	38.2%	39.1%	41.1%	41.9%	42.9%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合を指し、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」により、計画の必須記載事項とされています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行います。

【今後の方向性】

○現在、宿泊を伴う養育支援の需要は必ずしも高くはありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。

○緊急時の利用をスムーズにするために、事前登録制など手続き方法の改善や対象年齢の拡大など利用者が使いやすい事業となるよう検討を重ねます。

(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～5 歳 家庭 量の 見 込 み	775	795	817	836	856
就 学 児 家 庭 量の 見 込 み	755	762	773	791	802
確 保 方 策	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795
過 不 足 (確保方策-量の見込み)	265	238	205	168	137

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

〔確保方策〕 1日あたり利用可能人数を5人とし、開所日数を乗じて算出。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

○「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業です。利用内容の多くが、保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、幼少人口の増加に伴い利用者は増えることが見込まれます。

○安定したサポート会員の確保と人材の育成が今後の課題となります。

○事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう、検討を重ねます。

(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,169	6,236	6,337	6,484	6,566
確保方策	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
過不足 (確保方策-量の見込み)	1,031	964	863	716	634

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

〔確保方策〕 サポート会員 600 人（平成 25 年度実績 619 人）が月 1 回活動すると想定して算出。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めていきます。
- 現在は3年生までを対象としていますが、待機児童が発生している状況であるため、まずはその解消に最優先で取り組みます。
- 受入対象年齢の拡大については、放課後子ども総合プランや児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、必要な者が支援を受けられるよう検討していきます。
- 学童クラブの育成時間の拡大については、利用者のニーズを踏まえ検討していきます。

■ 赤羽地区

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年生 量の見込み	1,104	1,130	1,170	1,207	1,224
1 ～ 3 年生 確保方策	1,120	1,160	1,200	1,200	1,240
過不足 (確保方策-量の見込み)	16	30	30	▲7	16
4 ～ 6 年生 量の見込み	167	169	170	171	175
4 ～ 6 年生 確保方策	0 ※				

■ 王子地区

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年生 量の見込み	656	655	650	643	637
1 ～ 3 年生 確保方策	760	760	760	760	760
過不足 (確保方策-量の見込み)	104	105	110	117	123
4 ～ 6 年生 量の見込み	94	92	94	96	96
4 ～ 6 年生 確保方策	0 ※				

■ 滝野川地区

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年生 量の見込み	613	634	648	674	683
1 ～ 3 年生 確保方策	650	650	650	690	690
過不足 (確保方策-量の見込み)	37	16	2	16	7
4 ～ 6 年生 量の見込み	108	108	108	114	118
4 ～ 6 年生 確保方策	0 ※				

〔量の見込み〕 ニーズ調査の結果を基に算出。

〔確保方策〕 事業実績及び平成 27 年度以降に予定されている整備計画に基づき算出。

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、当面の措置として、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、児童館や放課後子ども総合プラン一般登録の特例的な利用としています。また、中間年で計画を見直しする場合は、4年生以上の対応を含め、確保方策についての必要な修正を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●**【事業概要】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○国が示す詳細な基準等をもとに、実施の可否も含めて検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●**【事業概要】**

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

○国が示す詳細な基準等をもとに、実施の可否も含めて検討していきます。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置は、拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、区としても制度改正の趣旨を踏まえ、普及に取り組むべきと考えます。

北区では、保育園や幼稚園の二一ズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

また、乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、「きらきら0年生応援プロジェクト」の保幼小の連携・交流・研修事業等により、質の高い教育・保育の実施を引き続き推進していきます。

1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

①次世代育成支援行動計画

毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させながら、計画を推進していきます。

計画の進捗を把握するため、「主な取り組み事業」には目標値を設定し、各課において点検・評価するとともに、副区長を本部長とする「子ども・かがやき戦略推進本部等において計画の進行管理及び評価を行います。また、実施状況については、北区のホームページを通して区民に公表します。



②子ども・子育て支援事業計画

北区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、必要に応じて見直しをしていきます。

次世代育成支援行動計画と同様、区はその結果を区民に公表し、これに基づいて適切な措置を講じます。

2 地域・関係団体・関係機関との連携と協働

本計画の着実な推進のためには、区と地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方々との役割分担や協働が不可欠です。また、区民一人ひとりの理解と協力を得ながら事業を進めていくことが大切です。

区においては、本計画に関連を持つ計画が複数あり、それぞれの部署において施策に取り組んでいます。行政内部での情報の共有化、連携にこれまで以上に力を入れていくことが、計画の効率的で着実な推進につながります。また、区が優先的・重点的に取り組むべき事項を明確化することも重要です。

そのうえで、行政が担うべき事業と、地域の方々が行う子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に的確に対応していくためには、国や都など、多くの関係機関との更なる連携強化も重要です。

3 国・都への要望

新制度創設を機に、「年金」、「介護」、「医療」に加え、「子育て」が社会保障の一つの柱に位置付けられましたが、これは非常に大きな意味を持つものです。合わせて、新制度の財源として、消費税増収分の一部が充てられることも決まりました。

しかしながら、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望も行なっていく必要があります。

また、子ども・子育てや次世代育成支援の充実を図るためには、区の取り組みだけではすべてを実施することはできません。

社会全体で働き方を見直し、男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現が何よりも重要です。

区としては、本計画の実現に向けて着実な取り組みを進めるとともに、社会全体として、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、さらに、事業所における従業員の働き方の見直しなど、社会全体の取り組みの必要性を発信し、国や東京都に対しても積極的に働きかけを行っていきます。

資料編

計畫事業一覽

※表中の網掛けの事業は、第4章における「主な取り組み事業」です。

施策目標1 家庭の育てる力を支援

個別目標① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

No.	事業名	事業内容	所管課
1	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進します。	子育て支援課
2	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子育て支援課
3	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において通常の保育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。	子育て支援課
4	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	児童虐待対策担当課長
5	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	児童虐待対策担当課長
6	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0歳～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
7	認証保育所	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～3歳未満児の保育を行います。	保育課
8	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課
9	定期利用保育施設	都の制度に則り、北区が承認した認可外保育施設として、パートタイム就労等、継続して短時間の保育が必要な方も利用が可能とした、多様な就労形態に即した保育を実施します。	保育課
10	小規模保育所	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0歳～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
11	一時保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課
12	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課
13	延長保育事業	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課
14	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	保育課
15	年末保育事業	保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	保育課
16	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課
17	病児・病後児保育（施設型）	病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課
18	病児・病後児保育（利用料金助成型） 新規	民間の居宅訪問型病児サービスを利用した際、その利用料の一部を補助します。	保育課
19	福祉サービス第三者評価の実施	保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	保育課

個別目標② 子育てに関する相談・情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育て相談事業	児童館（子どもセンター）において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、拠点の児童館（子どもセンター）において、専門相談員による子育て相談を実施します。	子育て支援課
2	(仮称)子どもプラザの検討	総合的な子育て支援拠点として、子どもの発達や子育てに関する不安の解消に対応する相談機能なども備えた「(仮称)子どもプラザ」の整備を検討します。	子育て支援課
3	利用者支援事業 新規	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	子育て支援課
4	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子育て支援課
5	「きたくのようちえん」の発行	幼稚園は、独自の教育方針のもと、特色ある幼児教育を展開しています。幼児教育に関心を深めていただくとともに、ご家庭やお子さんにあった幼稚園を選ぶ際の参考としていただくために、「きたくのようちえん」を隔年で発行します。	子育て支援課
6	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子育て支援課
7	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子育て支援課
8	子育て支援情報配信メール	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月 10 日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子育て支援課
9	子育て応援サイトの充実 拡充	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす“子育て応援サイト”の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子育て支援課
10	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）の情報を児童や保護者、地域へ提供し、施設の特色や生活の様子などを伝えることにより、より活発な活用を図るため、ホームページを作成・更新します。	子育て支援課・ 保育課・ 学校支援課
11	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	児童虐待対策 担当課長
12	教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の児童・生徒の教育指導に関する問い合わせや個別的な相談の要請に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及を行います。	教育指導課

個別目標③ 親育ちへの支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ママパパ学級・パパになるための半日コース	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	健康いきがい課
2	リフレッシュタイム	育児のストレスを感じている母親を対象に、保健師や専門職とともに自分自身を取り戻すためのグループワークをおこないます。	健康いきがい課
3	親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館（子どもセンター）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子育て支援課
4	ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子育て支援課
5	新人お母さん・お父さんの保育見学	健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお母さん・お父さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	保育課
6	家庭教育学級	学齢期の児童等を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	生涯学習・スポーツ振興課

個別目標④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	健康いきがい課
2	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	健康いきがい課
3	里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成	公費による妊婦健康診査受診票を使うことができない妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	健康いきがい課
4	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	健康いきがい課
5	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に、歯科医師による歯科検診や歯科衛生士による歯みがき指導等を行うとともに、保健師や助産師の健康指導を実施します。	健康いきがい課
6	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	健康いきがい課
7	産前産後セルフケア講座 新規	妊娠安定期と産後3か月までの女性を対象として、自身の身体のケアと育児不安や孤立感の軽減を図ります。	健康いきがい課
8	マタニティクッキング	妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。	健康いきがい課
9	特別育児相談事業 （ぴよんぴよんカンガルーの会、ツイ ンズ・イン・北区）	多胎児の親や、発達に心配のある児の親子を対象に、グループワークを実施し、知識の学習や不安の軽減を図ります。	健康いきがい課

No.	事業名	事業内容	所管課
10	安心ママヘルパー事業 新規	産前産後の体調不良の母親の家事や育児の軽減を図るため、ヘルパー派遣事業を新しく開始します。	児童虐待対策担当課長
11	相談カード（妊婦用）の配布	妊娠による様々な不安の解消に努めるために、妊娠検査薬を取扱う薬局等と連携して、必要な情報やサービスの紹介をするために相談カードを配布します。	児童虐待対策担当課長

個別目標⑤ 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童手当の支給	0歳～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給になります。	子育て支援課
2	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
3	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	北区に外国人登録をし、外国人学校に児童・生徒・幼児を通わせている保護者に対して補助金を交付します。	子育て支援課
4	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子育て支援課
5	私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため、補助金を交付します。	子育て支援課
6	私立幼稚園等就園奨励費補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。	子育て支援課
7	認証保育所等保育料補助事業	認証保育所や定期利用保育施設に在籍する児童の保護者に保育料の一部を補助します。	保育課
8	ファミリー世帯転居費用助成	ファミリー世帯を対象に、区内転居による住宅の住み替えを行った際に、18歳未満の子どもを2人以上扶養・同居している親子世帯に対し上限30万円（礼金・仲介手数料の合計額）助成します。	住宅課
9	親元近居助成 拡充	区内に10年以上住む親の近くで、子ども世帯（18歳未満の子ども1人以上扶養・同居）が区内の住宅を取得する際に、20万円を限度に登記費用を助成します。	住宅課
10	三世代住宅建設助成	区内に準耐火建築以上の耐火性を備え、高齢者に配慮した設備等を有する三世代住宅を建設する方に50万円を助成します。	住宅課
11	奨学資金の貸付	高等学校等への入学予定者（在学者を含む）で、経済的な理由により修学が困難な区民に対し、奨学資金を貸し付けます。	教育政策課
12	就学援助	区立小中学校に通学する低所得世帯の児童生徒に対し、学習に必要な費用を援助します。	学校支援課

※表中の網掛けの事業は、第4章における「主な取り組み事業」です。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標① 地域における子育て家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子育て支援課
2	児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	子育て支援課
3	子育てアドバイザー活動	区内の児童館（子どもセンター）において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。	子育て支援課
4	みんなでお祝い輝きバースデー事業	満1歳児の親子をその誕生日ごとに、児童館（子どもセンター）や育ち愛ほっと館等でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館等利用のきっかけづくりを行います。	子育て支援課
5	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会	主に2歳児を対象に、幼稚園の入園準備のための情報交換会を行います。	子育て支援課
6	赤ちゃん休けい室の整備	赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペースを区民施設の新設や改修に合わせて設置します。	子育て支援課
7	子育てにっこりパスポート事業	子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にパスポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	子育て支援課
8	幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	子育て支援課・ 保育課・ 学校支援課
9	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課
10	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんをお預かりして育児支援を行う、相互援助活動の連絡調整を行います。	児童虐待対策 担当課長
11	家庭教育力向上プログラム 新規	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。	教育政策課・ 学校地域連携 担当課長
12	子育て情報支援室保育事業	中央図書館子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館を楽しんでいただきます。読書を取り入れた子育てに活かしてもらえよう、保育を併用した講座も設定します。	中央図書館

個別目標② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPO やボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共的活動を支援します。 政策提案協働事業：NPO やボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課
2	プレーパーク事業	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び（プレーパーク）を実施する団体に対し、補助金を交付します。	子育て支援課
3	青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ、野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	子育て支援課
4	地域環境づくり推進活動	毎年 11 月の子ども・若者育成支援強調月間に合わせ、各青少年地区委員会が 11 月前後に実施するイベント等の会場で挨拶・声掛けをしながら、参加児童・生徒等に啓発用グッズを手渡しして挨拶の大切さを啓発します。	子育て支援課
5	地域育て合い事業	地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する 13 の児童館（子どもセンター）・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。	子育て支援課・ 保育課
6	昔遊びや伝統的な文化の継承活動	児童館（子どもセンター）や保育園において、子育て経験のある方や、伝統的な日本文化の知識がある方により、昔遊びや、伝統的な文化の継承活動をします。	子育て支援課・ 保育課
7	高齢者参画による世代間交流	保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。	保育課
8	学校支援ボランティア活動推進事業	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	学校地域連携 担当課長
9	道徳授業地区公開講座の実施	意見交換を通して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を実施します。	教育指導課
10	図書館における協働の推進	地域ぐるみの読書活動の充実を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアなど地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	中央図書館

個別目標③ 地域における子育てネットワークの育成・支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業	区内を 7 つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18 歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子育て支援課
2	青少年地区協議会の開催	区内 3 地区で、各青少年地区委員会の代表者が一堂に会し、各地区の事例発表、警察担当者の講話等を通じて、地区の青少年を取り巻く情報を共有する機会を設けます。	子育て支援課

個別目標④ 地域づくりのための人材育成の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	青少年地区委員会委員研修	青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。	子育て支援課
2	子育てアドバイザー研修	児童館（子どもセンター）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子育て支援課
3	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	子育て支援課
4	PTA 支援事業	PTA 会員の資質の向上・各校 PTA 活動の充実を図るため、北区立幼稚園・小学校・中学校 PTA 連合会と共催で研修会を実施します。	学校地域連携担当課長

個別目標⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課
2	安全・安心情報配信メール	北区区民情報メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	危機管理課
3	『子ども安全手帳』の配付	子どもをねらった犯罪等に対し、子ども自身が日頃から防犯や安全に関して考えたり、潜在的に危険な場所に気づく能力や防犯意識を啓発するための補助教材として『子ども安全手帳』を作成し、区内の小学生に配付します。	危機管理課
4	小学生への防犯ブザー配付	子どもをねらった犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区内の区立小学校・私立小学校の新入児童（転入含む・全員）及び区立中学校の転入生（希望者）に配付します。	危機管理課・学校地域連携担当課長
5	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察 OB の防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課
6	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の職員を対象に、警察 OB の防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	危機管理課
7	乳幼児の事故予防の意識啓発	乳幼児健診（3～4 カ月、1 歳 6 カ月、3 歳児）時などに乳幼児の事故防止のためのパンフレットを配布したり、健康教育など折に触れて意識啓発に努めます。	健康いきがい課
8	地域ふれあいパトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	子育て支援課
9	環境浄化運動	青少年地区委員会などにおいて、青少年の健全育成を阻害する恐れのある、有害な図書・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。	子育て支援課
10	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働	青少年問題協議会を設置し、関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	子育て支援課

11	非常通報装置「学校 110 番」の整備・維持管理	子どもたちの安全を図るため、緊急通報用として保育園、区立小中学校、区立幼稚園、児童館（子どもセンター）、学童クラブに非常通報装置を設置し、維持管理を行います。 私立保育園及び認証保育所については、設置する際に補助金を交付します。 私立幼稚園においては、維持管理に対し、補助金を交付します。	子育て支援課・ 保育課・ 学校改築施設管理課
12	安心安全な給食の実施	子どもたちに安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、園児・児童・生徒に手作りの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育課・ 学校支援課
13	給食における食物アレルギー対応	給食における食物アレルギーについて、区立小中学校は基本除去食、区立保育園は主食・主菜を代替食、その他を除去食で個別調理により対応します。	保育課・ 学校支援課
14	交通安全教室の開催	管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。	交通担当課
15	ランドセルカバーの着用	小学校の新入学児童にランドセルカバーを配付することにより、児童の交通安全意識を養うとともに車両運転手からの視認性を高め、交通事故防止を図ります。	交通担当課
16	自転車安全運転免許証制度の推進	小学生4学年に対して、自転車の安全利用の実技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上を図ります。	交通担当課
17	セーフティ教室等の開催	区立保育園、児童館（子どもセンター）、小中学校において、警察署等と連携して、不審者等への対処策や非行防止に関する学習を実施します。	子育て支援課・ 保育課・ 教育指導課
18	防犯カメラの設置 拡充	経年による老朽化が目立つ防犯カメラを更新するとともに通学路の安全を確保するため、小学校全校を対象に、校内及び校内から通学路を撮影する防犯カメラを新設します。	学校改築施設管理課
19	子ども安全対策協議会	児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や教職員・自治会等地域の方々、警察署等で構成する「子ども安全対策協議会」を組織し、地域が連携して安全対策活動を実施します。	学校地域連携担当課長
20	こども 110 番	「こども 110 番」のシンボルマークを協力者宅の玄関等に設置し、児童・生徒が登下校時に危険を感じた場合、協力者宅に保護を求め、警察や保護者・学校などへ連絡し、安全を確保します。小学校PTA連合会にプレートシール代、保険料を助成します。	学校地域連携担当課長
21	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課

※表中の網掛けの事業は、第4章における「主な取り組み事業」です。

施策目標3 未来を担う人づくり

個別目標① 就学前教育の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子育て支援課
2	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	子育て支援課・ 教育指導課
3	保育園職員等専門研修	保育の質向上のため保育園職員等（認可外含む）に対し、職種別専門研修を行います。	保育課
4	きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前セミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	教育政策課
5	区立認定こども園の開設 新規	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。	学校支援課・ 子育て支援課・ 保育課
6	こども図書館の整備・運営	子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場でもある子育て情報支援室や授乳コーナーなどを中央図書館に配置し、子どもの読書活動を支援します。	中央図書館
7	読み聞かせや読書活動の支援の実施	赤ちゃん、幼児、小学生それぞれの年齢に合わせたおはなし会等を定期的実施するとともに、子どもたちの成長に適した本の紹介やイベントの開催などを通して読書活動の支援を行います。	中央図書館
8	ブックスタート	3～4か月児健康診査の機会を捉えて、ブックスタートバックを配布しながら保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館
9	ブックスタートフォローアップ	ブックスタートによる絵本の配布後、絵本サロン、読み聞かせやプチコンサート等の楽しい催しを通して読書活動の継続を促します。 図書館をはじめ児童館など、より身近に、親子の交流の場を拡げて実施します。	中央図書館
10	3歳児絵本プレゼント	地域での子育てを応援する中で、年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、幼児期の読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	中央図書館

個別目標② 教育の場における子育ての支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	大学機能との連携の推進	大学の持つ専門的なノウハウを活かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、様々な場面で教育力の向上を目指し、提携・連携する分野の拡大を図ります。	企画課
2	リサイクルの啓発	子ども向け環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内の小中学校に環境学習資料として配布します。	リサイクル清掃課
3	北区学校ファミリー構想の推進	通学区域の重なる区立幼稚園、区立小中学校を核としてグループ(サブファミリー:SF)をつくり、学校(園)間連携、学校(園)と地域の連携によって学びの連続性を図り、教育の幅を広げるとともに質を高めていきます。	教育政策課
4	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	教育政策課・教育指導課
5	(仮称)教育総合センターの設置	教育先進都市・北区の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターの設置を検討します。	教育政策課・教育指導課
6	理科大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座(サイエンス DAY キャンプ、サイエンスラボ)を実施します。	教育未来館
7	学校の改築	区立小中学校の改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校を改築します。	学校改築施設管理課
8	学校のリフレッシュ改修	当面、改築に至らない小学校を対象に、教育環境の充実や施設の長寿命化を目的に、リフレッシュ改修工事を実施します。	学校改築施設管理課
9	トイレの洋式化 新規	学校は学習の場であるとともに「生活の場」であるとの考えのもと、全区立小中学校の便器の洋式化を推進します。	学校改築施設管理課
10	図工室等特別教室の空調機導入 拡充	全普通教室への導入を済ませている空調機については、既に整備済の音楽室、図書室に続いて、児童生徒の利用頻度の高い特別教室への空調機の計画的な導入を進めます。	学校改築施設管理課
11	エコスクール整備事業	壁面緑化、屋上緑化、ピオトープの整備や太陽光発電の導入等を通じ、児童生徒の環境教育、環境学習等の機会を提供します。	学校改築施設管理課
12	イングリッシュサマーキャンプ事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	学校支援課
13	新聞大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしぐみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	教育指導課
14	ALTの配置 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。 小学校では、小1～小6の外国語活動のすべての時間にALT(外国語指導助手)を配置し、中学校には、授業以外にもイングリッシュサポーター(外国人講師)を放課後に配置し、英語活用の機会を増やします。	教育指導課

15	学力パワーアップ事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	教育指導課
16	中学校スクラム・サポート事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー（元校長）が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー（外部講師）が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	教育指導課
17	夢サポート教室 新規 〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。 （27年度モデル実施）	教育指導課
18	学力フォローアップ教室 新規 〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまずきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施します。（27年度モデル校実施）	教育指導課
19	総合的な学習活動の推進	区立小中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。	教育指導課
20	道徳副読本の配付	区立小中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。	教育指導課
21	魅力ある学校図書館づくり事業	図書館司書を配置するなどして、区立学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める場に、児童生徒の言語力の向上を図ります。	教育指導課
22	情報教育に関する研修会の実施	区立学校の教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を実施します。	教育指導課

個別目標③ 自己実現の場と体験機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
1	中学生モニター・高校生モニター	中学生、高校生世代の意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考にするとともに、中高生の社会参加のきっかけづくりを目的に実施します。中学生モニターはアンケート・施設見学も実施、高校生モニターは隔年実施します。	広報課
2	小学生との区政を話し合う会	区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換会を実施します（隔年実施）。	広報課
3	中学生防災学校 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、AED の使い方や初期消火の方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導します。	防災課・ 教育指導課
4	地域防災リーダー育成・中学生編 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生が将来の地域防災リーダーになれるよう、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校の協力を得て、地域や学校に配備されている防災資機材（D級ポンプ、救助用品、炊き出し用品等）の使用方法などを経験させ、中学生が将来、災害時に活躍できるような基盤づくりを行います。	防災課・ 教育指導課
5	親子ふるさと体験事業	夏休みを利用して1泊2日で中之条町を訪れ、農業体験やそば打ち体験など、様々な体験を通して親子の交流を推進します。	地域振興課
6	都会っ子ふれあい農業体験事業	秋の稲刈りの時期に北区の小学5年生約20人が酒田市を訪れ、農業体験などを行い、両都市の児童交流を推進します。	地域振興課
7	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。	文化施策担当 課長

8	児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことを目指します。	文化施策担当課長
9	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。	文化施策担当課長
10	輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術を目指すきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	文化施策担当課長
11	伝統工芸保存事業	北区伝統工芸保存会会員が区内の小学校・児童館へ出向き、伝統工芸の技を教えます。	産業振興課
12	夏休み親子実験教室	普段、何気なく消費している素材を取り上げ、簡単な実験をとおして、物の仕組みや商品を知る力を育成します。	産業振興課
13	親子消費者講座	夏休み期間に親子で消費生活に関する学習講座を実施します。	産業振興課
14	エコエコツアー (親子施設見学会)	夏休みを利用して、清掃及びリサイクル施設を見学します。家庭から出されるごみやリサイクル資源がどのように処理されていくかを学び、将来に向けて3R(ごみを作らない、くり返し使う、再び資源として利用する)のライフスタイルを取り入れるきっかけとしていきます。	リサイクル清掃課
15	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課
16	子ども環境講座	様々な環境課題を題材に「気づき・考え・行動する」ことを学ぶため、自然環境講座、ホテル飼育講座、家族参加型の野外体験学習を実施します。	環境課
17	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所
18	子どもかがやき顕彰	文化・スポーツ等で全国規模の大会への出場、東京都規模の大会での優勝など、特に優秀な成績を修め、北区のイメージアップに貢献した児童生徒等を顕彰し、地元意識の向上を図り、明日の北区を担う人づくりを目指します。	子育て支援課
19	青少年の発表の場の提供	青少年に意見や日常の活動を発表する場を提供し、発表を通じて社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、発表の場の提供を推進します。	子育て支援課
20	乳幼児と小・中・高校生との交流事業	児童館(子どもセンター)において、乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	子育て支援課
21	保育園と小・中・高校生との交流事業	保育園児と小・中・高校生との交流の中で、養育性を育みます。	保育課・教育指導課
22	文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰	文化・スポーツ等の各領域で特筆すべき成績を修めた区立小中学校の児童・生徒を表彰し、青少年の健全育成の推進を図ります。	教育政策課

23	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課
24	文化センター子どもひろば	文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを各センターで開催します。	生涯学習・スポーツ振興課
25	文化センター子ども講座	夏休みや土曜、日曜の生活をより一層充実したものとするために、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。	生涯学習・スポーツ振興課
26	トップアスリート直伝教室	ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック・パラリンピック担当課長
27	北区ふるさと農家体験館事業	区指定文化財である古民家において、小中学生を対象とした講座を実施し、昔の暮らしについて学びます。夏休みには工作教室を、年間を通じては野菜作り体験などを行います。また、希望される学校には古民家や民具などをみて、触れて、昔の暮らしについて学べる見学も行っています。	飛鳥山博物館
28	来て、見て、さわって！昔の道具	小中学年社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまど体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け付け、冬季に博物館で実施します。	飛鳥山博物館
29	夏休みわくわくミュージアム	小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものを多くしています。	飛鳥山博物館

個別目標④ こころとからだの健全な成長への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	小学生の「人権の花」栽培活動	小学生の児童たちが、協力して種まきや水やりなどを行い、花の栽培を通して命あるものを大切にす気持ち、思いやりの気持ちを育みます。	総務課
2	小学生の「人権メッセージ」	小学生を対象に、人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、体験を通して「人権についての思い」を発表する「人権メッセージ発表会」に参加します。	総務課
3	中学生の「人権作文」	区内の中学生が、人権について日頃感じていることを体験などを通して作文にすることにより、人権問題に対して考え、理解を深める機会とします。	総務課
4	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	健康いきがい課
5	定期予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第5条の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図ります。	健康いきがい課

6	乳幼児歯科保健相談	乳幼児（4歳未満）を対象に、歯科検診・相談、予防処置、歯みがき教室を実施します。	健康いきがい課
7	保育園・幼稚園における歯科健康診査	歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に検診を実施します。	健康いきがい課
8	小児救急医療体制の整備	都道府県、近隣区市町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。月曜～土曜の夜間における子ども（15歳以下）の急病患者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て東京北医療センターに委託して実施します。	健康いきがい課
9	学校保健への情報提供	養護教諭などを通じて小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止などの禁煙支援情報の提供や生活習慣病予防などの意識啓発を図ります。	健康いきがい課
10	北区楽しい食の推進員による食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員（栄養士）」が講師となり、主に児童館（子どもセンター）の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	健康いきがい課
11	離乳食講習会	概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具体的な指導を行います。	健康いきがい課
12	幼児食講習会	11か月から1歳1か月までの乳幼児を持つ保護者に、離乳食から幼児食へのすすめ方について、試食をしながら指導を行います。	健康いきがい課
13	食育体験教室	「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を引き起こすため、「食」にまつわる様々な体験教室を実施します。	健康いきがい課
14	親子クッキング教室	幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	健康いきがい課
15	心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	教育指導課
16	教育の場における人権教育の取り組み	各幼稚園、小中学校において、発達の段階に応じた人権教育に取り組み、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図ります。また、指導事例を共有して、質の向上に努めます。	教育指導課

個別目標⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童館（子どもセンター）での小学生対応事業	児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を展開するとともに、青少年地区委員会と連携し、地域の子育て力を高め、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。 また、各小学校における放課後子ども総合プランの実施にあたり、小学生対応事業が円滑に実施できるように支援していきます。	子育て支援課
2	ティーンズセンターの設置 新規	地域の中高生世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。	子育て支援課

3	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 <u>拡充</u>	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。	子育て支援課・学校地域連携担当課長
4	専門相談事業(子ども家庭支援センター弁護士相談)	虐待を受けている児童に対し、子どもの権利に関する弁護士の相談につなげます。	児童虐待対策担当課長
5	相談カード(子ども向け)の配付	児童虐待を早期に発見し支援するために、子ども家庭支援センターを紹介するカードを小学5年生・中学1年生に配付し、相談につなげます。	児童虐待対策担当課長
6	スクールカウンセラー(SC)の配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置します。	教育指導課
7	スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置します。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行います。	教育指導課

※表中の網掛けの事業は、第4章における「主な取り組み事業」です。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	オレンジリボンキャンペーン事業	児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンを活用しつつ、子どもに対する重大な権利侵害である児童虐待を防止するために、講演会やオレンジリボンキャンペーンを実施します。	児童虐待対策担当課長
2	養育支援訪問事業 拡充	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導と、ヘルパー派遣による育児・家事援助を行い、養育が困難な家庭が安定した児童の養育が行えるよう支援します。	児童虐待対策担当課長
3	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら適切な対応を図ります。	児童虐待対策担当課長
4	見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適当と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	児童虐待対策担当課長
5	相談対応力強化事業	子ども家庭支援サービスの総合調整機関である子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の対応力強化を図るため、児童相談所へ職員を派遣します。	児童虐待対策担当課長
6	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめて、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	児童虐待対策担当課長
7	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	児童虐待対策担当課長

個別目標② ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親休養ホーム事業	区が日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。	生活福祉課
2	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課
3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課
4	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	母子家庭で児童の養育が十分できない場合、母子共に入所させて保護し、生活の安定と自立を支援します。	生活福祉課
5	東京都母子福祉資金貸付 東京都父子福祉資金貸付	母子家庭または父子家庭に対して、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	生活福祉課
6	母子福祉応急小口資金貸付	母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	生活福祉課

7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日(児童が障害の場合は20歳未満)まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	子育て支援課
8	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子育て支援課
9	児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。(都制度)	子育て支援課
10	福祉サービス第三者評価の実施	母子生活支援施設サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	生活福祉課

個別目標③ 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	自立支援医療(育成医療)	手術など治療により、確実な治療効果が期待でき身体障害の除去・軽減が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費を助成します。	障害福祉課
2	小児慢性疾患医療費助成	改正児童福祉法(平成27年1月1日施行)に基づき、定められた対象疾患の治療方法等の情報を今後の治療研究に活かすとともに、その治療にかかった費用(保険適用分)の一部を助成します。	障害福祉課
3	小児精神障害者入院医療費助成	精神疾患のため精神科病棟にて入院治療を必要とする18歳未満の方を対象に、健康保険が適用される入院費の自己負担分(食事代除く)を助成します。	障害福祉課
4	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課
5	気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業	気管支ぜん息等をもつ子どもとその親を対象に健康相談や学習の機会を設けます。	障害福祉課
6	障害児福祉手当	障害のため必要となる特別な負担の軽減を図るため、重度心身障害児に対し手当を支給します。	障害福祉課
7	障害児通所支援事業(児童発達支援)	心身の発達に遅れやつまずきのある未就学児を対象に、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導等の療育支援を行います。	障害福祉課
8	障害児通所支援事業(放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	障害福祉課
9	相談支援事業(障害児相談支援)	区が指定する「指定障害児相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成しモニタリングを行うことにより、適切なサービス利用をきめ細かく支援します。	障害福祉課
10	特別児童扶養手当の支給	中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	子育て支援課
11	さくらんぼ園(子ども発達支援センター)	就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画」の作成を行います。	子育て支援課
12	巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子育て支援課・保育課

13	特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達状況に応じた保育を行います。	保育課
14	幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば他の幼児と一緒に園生活を送ることができる特別支援対象児を、定員を設けて受け入れます。また、私立幼稚園においても特別支援対象児の受け入れを行っています。	学校支援課
15	肢体不自由児等への介助員の派遣	区立小中学校における通常学級での学習活動に支障のない肢体不自由等の児童・生徒に対し、就学支援委員会において審議・判定の結果、介助員を配置します。年間を通じて、通常学級での学校生活にあたって生活場面での移動や生活動作等の介助を行います。	教育指導課
16	特別支援学級交流教育推進事業	区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達状況に応じ、個別指導計画に基づいて、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流及び共同学習を行い、学習・教育活動の補助を行います。	教育指導課
17	特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	教育指導課
18	就学支援シートの作成・活用	小学校への入学にあたって、家庭や就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関等）において、子どもとの関わりの中で、配慮してきたことや心配なことなどを就学先に伝える就学支援シートをすべての保護者に配布しています。子どもの生活の様子や配慮が必要なことを保護者と就学前機関が連携して作成し、子どもが持てる力を十分発揮できるよう、就学する小学校での具体的な指導や支援に活用します。	教育指導課
19	副籍制度の推進	都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、継続的な交流を通じて、居住する地域の中で障害のない児童・生徒との相互理解につなげ、豊かな心を育んでいくことを目指していきます。	教育指導課

個別目標④ 生活困窮家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	自立支援プログラム (高校進学支援プログラム)	生活保護世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
2	中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給	生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方に対し、就職支度費を支給し、本人及び世帯の自立助長を図ります。	生活福祉課
3	修学旅行支度金の支給	生活保護世帯の小学校5・6年生又は中学校3年生に対し、修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、修学を支援します。	生活福祉課
4	生活困窮者自立支援事業 新規	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対し、生活保護に至る前の段階から支援（自立相談支援事業・住居確保給付金支給事業・家計相談支援事業等）を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活福祉課

※表中の網掛けの事業は、第4章における「主な取り組み事業」です。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

個別目標① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	男女共同参画推進課

個別目標② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 拡充	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業と認定し、広く区内にPRをすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。	男女共同参画推進課
2	アドバイザー派遣制度の推進事業 拡充	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣します。 また、認定企業に対し、認定1年後に取組状況等の確認及び助言等のために「企業フォロー訪問」を行います。	男女共同参画推進課

個別目標③ 男女が共に担う子育ての推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	児童虐待対策担当課長
2	男性の子育て・家事協働支援	男性が子育てや家事の担い手として、主体的に参画するための知識や技術を身につけるための講座を開催します。また、男性同士で子育てのアイデアや経験を分かち合う場を提供します。	男女共同参画推進課
3	イクメン講座・イクじいイクばあ講座	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関わる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	子育て支援課・男女共同参画推進課
4	父親への支援事業	児童館（子どもセンター）において、父親向けのイクメン事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っていきます。	子育て支援課

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東京都北区長（以下「区長」という。）及び東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事項について区長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて区長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する委員 26 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 5 条 区長及び教育委員会は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査報告させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、区長及び教育委員会が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査報告が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、区長がこれを行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、第10条の規定は部会の公開について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項、前条第1項本文、第3項及び第4項並びに第十条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項、前条及び第10条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 子ども・子育て会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

東京都北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿

構成	氏名	所属	子ども・子育て会議	就学前教育・保育部会	子育て支援施策部会
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	会長		部会長
	神長 美津子	國學院大學教授	副会長	部会長	
	半田 勝久	日本体育大学准教授	○		○
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	○		○
	荒木 正信	北区民生委員児童委員協議会	○		○
	小俣 雅宏	東京商工会議所北支部	○	○	
	酒井 克昌	北区立中学校 PTA 連合会	○		○
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	○	○	○
	鹿田 昌宏	北区医師会	○		○
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	○		○
	星 尚志	連合東京西北部地域協議会 北地区協議会	○	○	
	堀江 眞嗣	北区私立幼稚園協会	○	○	○
	松澤 喜治	北区立小学校 PTA 連合会	○		○
	区職員・ 関係行政 機関	荒木 康子	北区立小学校長会	H26.3.31 まで	H26.3.31 まで
石塚 博		H26.4.1 から			H26.4.1 から
高草木 政浩				H26.4.1 から	
小針 静江		北区立幼稚園長会	○	○	○
坂内 八重子		北区立児童館長会	○	○	○
鈴木 香奈子		東京都北児童相談所	○		○
橋本 やよい		北区立保育園長会	○	H26.2.13 まで	○
小林 あけみ				H26.2.14 から	
松本 洋人		北区立中学校長会	○		○
区 民	内海 千津子	公募委員	○		○
	大塚 麻子	公募委員	○	○	
	小川 公映	公募委員	○		○
	柴田 恵理子	公募委員	○		○
	竹内 みさを	公募委員	○	○	
	田淵 佐代子	公募委員	○	○	

子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過

子ども・子育て会議	会議・部会種別		議事
	就学前教育・保育部会	子育て支援施策部会	
第1回 (平成25年7月18日)			<ul style="list-style-type: none"> ○区長挨拶・委員委嘱 ○子ども・子育て会議の運営 ○子ども・子育て会議への諮問 ○子ども・子育て支援新制度の概要等
第2回 (平成25年8月27日)			<ul style="list-style-type: none"> ○北区の子育て支援施策 ○北区次世代育成支援行動計画（後期計画）平成24年度進捗状況の報告 ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） ○ニーズ調査票の検討
第3回 (平成25年9月12日)			<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査票の検討
第4回 (平成25年10月4日)			<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査票の最終検討
第5回 (平成25年12月11日)			<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）北区次世代育成支援計画の骨子（案） ○北区の地域子ども・子育て支援事業の現状 ○北区の保育園・幼稚園の現状 ○専門部会の設置
		第1回 (平成26年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査結果報告（速報） ○（仮称）北区次世代育成支援計画の施策体系（案）
	第1回 (平成26年2月14日)		<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査結果報告（速報） ○教育・保育提供区域の設定
第6回 (平成26年3月11日)			<ul style="list-style-type: none"> ○国の子ども・子育て会議における決定事項の確認 ○ニーズ調査結果及び「量の見込み」算出結果 ○北区次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 ○（仮称）北区次世代育成支援計画の施策体系の確認、（仮称）子どもセンター事業計画等のパブリックコメントの実施ほか
	第2回 (平成26年4月22日)		<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査結果報告書 ○教育・保育の「量の見込み」及び確保方策
		第2回 (平成26年5月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」 ○（仮称）北区次世代育成支援計画（案）
	第3回 (平成26年6月20日)		<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育の「量の見込み」「確保方策」 ○区立幼稚園の今後の方向性
		第3回 (平成26年7月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」 ○（仮称）北区次世代育成支援計画（案）
	第4回 (平成26年7月25日)		<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育の「量の見込み」「確保方策」 ○区立幼稚園の今後の方向性
第7回 (平成26年8月5日)			<ul style="list-style-type: none"> ○新制度に係る各種基準についての報告 ○区立幼稚園の今後の方向性 ○北区子ども・子育て支援計画2015（素案）
第8回 (平成26年9月12日)			<ul style="list-style-type: none"> ○北区子ども・子育て支援計画2015（素案）
	第5回 (平成26年10月3日)		<ul style="list-style-type: none"> ○区立幼稚園の今後の方向性
第9回 (平成26年10月29日)			<ul style="list-style-type: none"> ○就学前教育・保育部会調査審議事項報告 ○北区子ども・子育て支援計画2015（案）
第10回 (平成27年2月3日)			<ul style="list-style-type: none"> ○北区子ども・子育て支援計画2015（案）のパブリックコメント実施結果報告 ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の平成27年度利用定員及び利用者負担額（案） ○平成27年度以降の子ども・子育て会議について

児 童 憲 章

制定日：昭和26年5月5日

制定者：児童憲章制定会議

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） （抜粋）

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条（締約国の義務） 省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利） 省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利） 省略

第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利） 省略

第10条（家族の再統合に対する配慮） 省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去） 省略

第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由）省略

第15条（結社及び集会の自由）省略

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）省略

第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条（養子縁組に際しての保護）省略

第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）省略

第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜と与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）省略

第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

第27条（相当な生活水準についての権利）省略

第28条（教育についての権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識

並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）省略

第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条（麻薬の不正使用等からの保護）省略

第34条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）省略

第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）省略

第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）省略

第38条（武力紛争における児童の保護）省略

第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）省略

第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）省略

第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）省略

第2部 省略

第3部 省略

北区子ども・子育て支援計画 2015

発行年月：平成 27 年（2015 年）3 月

発 行：東京都北区子ども家庭部子育て支援課

〒114-8508

東京都北区王子本町 1-15-22

電話：03（3908）9095

刊行物登録番号

26-1-132